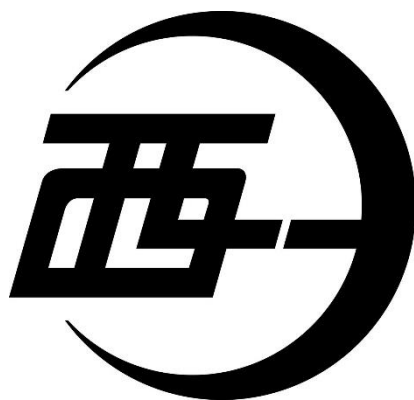


西予市
第8期高齢者福祉計画・
介護保険事業計画

【計画期間：令和3(2021)年度～

令和5(2023)年度】



令和3(2021)年3月

西予市

はじめに

介護保険制度が施行された平成 12（2000）年から 20 年以上が経ちました。

その間、本市の高齢化は進行し、平成 28（2016）年には高齢化率が 40% を超え、国を 30 年以上先行した高齢化地域となっています。

国においては、高齢者人口を支える現役世代が急減する令和 22（2040）年に向けて「多様な就労・社会参加」、「健康寿命の延伸」、「医療・福祉サービス改革」を施策課題として示すとともに、「保健事業と介護予防の一体的な実施」、「認知症施策推進大綱」など高齢者の健康づくりや介護予防、認知症対策をさらに推進する動きが進んでいます。



高齢化の進行は、地域コミュニティの衰退につながる社会問題であることから、本市は、地域で支え合って安心して暮らせるまちづくりを目指して「地域共生社会」の実現に取り組んで参りました。また、高齢者がより長く元気に活躍できる社会の実現に向けて、健康寿命の延伸に向けた高齢者の健康づくりや介護予防・重度化防止にも注力してきました。

しかしながら、平成 30（2018）年の西日本豪雨により、本市は大きな被害を受けただけでなく、令和 2（2020）年の新型コロナウイルスの感染拡大による生活様式の変化など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

医療や介護、予防、住まい、生活支援などの必要なサービスが多様な主体により切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」をさらに深化させ、誰もが役割と生きがいを持ち活躍できる「地域共生社会」を実現していくに当たって、こうした社会情勢を踏まえながら、本市としての取り組みを位置づけた「西予市第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

計画の実現に当たっては、高齢者やそのご家族、地域の皆様、医療・福祉等関係機関及びサービス提供事業者などとの連携を図りながら、目標の達成に取り組んでまいります。皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました「西予市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和 3 年（2021 年）3 月

西予市長 管 家 一 夫

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景・趣旨.....	1
2. 介護保険法等の改正の概要.....	2
3. 計画の位置づけ.....	4
4. 計画期間.....	6
5. 基礎調査・意見聴取.....	7
第2章 本市の高齢者の状況	8
1. 人口の推移と推計.....	8
2. 要介護(支援)認定状況の推移と推計.....	10
3. 介護給付費等の動向.....	12
4. アンケート調査にみられる地域課題.....	14
第3章 第7期計画の推進状況	21
基本目標1 高齢者が元気なまち.....	21
基本目標2 いつまでも安心して暮らせるまち.....	21
基本目標3 介護保険サービスが充実しているまち.....	21
重点プログラム.....	22
第4章 計画の基本的事項	24
1. 将来像.....	24
2. 基本目標・施策体系.....	25
3. 日常生活圏域.....	26
第5章 重点プログラム ～自立支援・重度化防止・給付適正化連動プログラム～	28
1. 重点プログラムの目的.....	28
2. 重点プログラムの方針.....	29
3. 重点指標.....	30
第6章 推進する施策	31
基本目標1 高齢者が元気なまち	31
1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進.....	31
2. 生きがいつくりと社会参加の促進.....	37
基本目標2 いつまでも安心して暮らせるまち	40
1. 地域包括ケアシステムから西予市型共生社会の実現へ.....	40
2. 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備.....	56

基本目標3 介護保険サービスが充実しているまち	60
1. 持続可能な介護保険の運営.....	60
2. 家族介護者への支援.....	64
第7章 介護保険運営の方向性	65
1. 基本となる推計・政策動向.....	65
2. 介護保険サービスの量及び給付費の見込み.....	67
3. 介護保険料の算定.....	73
4. 本市の第1号被保険者が負担する保険料の設定.....	74
資料編	75

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景・趣旨

わが国の高齢化は加速しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、団塊の世代が後期高齢者になる令和7(2025)年以降に現役世代の急減が予想されていることから、高齢者を支える現役世代への負担増加が懸念されています。さらに令和 22(2040)年には高齢者人口がピークとなり、以降減少に転じることが推計されています。国は、こうした人口動向を見据え、高齢者福祉や介護保険制度を検討しています。

しかしながら、本市の人口動向は国と異なり、高齢者人口はすでにピークを過ぎているものとみられ、後期高齢者人口も令和7(2025)年頃にピークを迎えるものと考えられます。これは 30 年以上高齢化が国を先行している状況です。

このような状況の中、令和2(2020)年度に「西予市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」が終了し、新たな計画を策定することになりました。本市に求められることは、国の制度設計を活用しながら、地域の特性(人口動向、地域資源など)に合った高齢者福祉を実現することです。そのため、これまで構築してきた「自助・互助・共助・公助」が一体となった支援体制(地域包括ケアシステム)をさらに深化・推進し、地域の多様な課題を社会的包摂により解決できる社会(地域共生社会)にしていくことが求められています。

これらのことを踏まえ、本市の新たな施策・事業を位置づけた「西予市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「本計画」)を策定します。

地域包括ケアシステムの構成要素と「自助・互助・共助・公助」



出典: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」
(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)

2. 介護保険法等の改正の概要

令和2(2020)年度に、地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部改正が行われました。全ての人々が地域で暮らし、生きがいをつくり、必要な支援を包括的に確保するという理念のもと、次の改正が行われます。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成に当たり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(KDB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を、安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

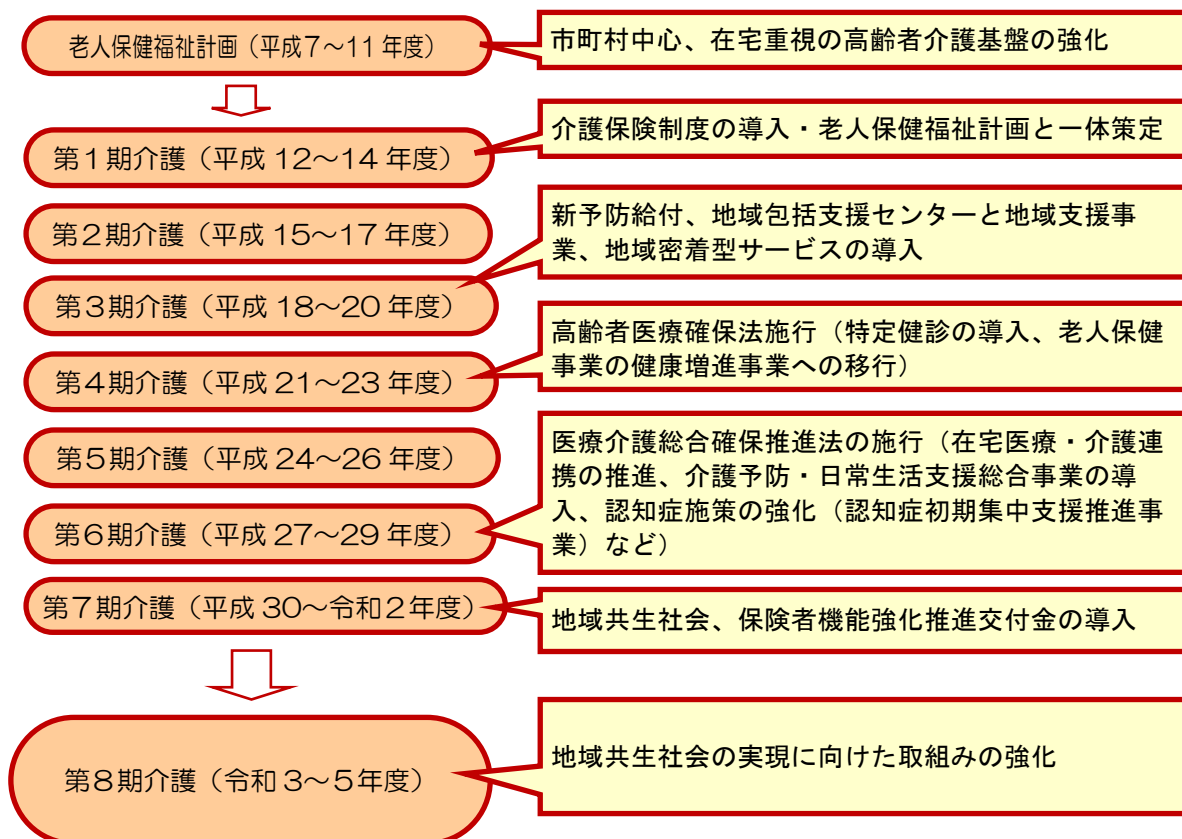
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組みを追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

介護保険事業計画・老人保健福祉計画の流れ



3. 計画の位置づけ

① 法的根拠

本計画は、本市の高齢者福祉施策と介護保険事業を含めた、高齢者に対する福祉事業全般を総合的に推進するため、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画(高齢者福祉計画)と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定するものです。

第2期計画までは、「介護保険法」「老人福祉法」「老人保健法」に基づき介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を一体的に策定することが求められていましたが、医療制度改革による改正法の施行により、「高齢者の医療の確保に関する法律」(平成 20(2008)年施行)に改称され、保健事業は健康増進法へ移行しました(75歳以上の老人医療制度は後期高齢者医療制度へ移行)。

本市では、西予市健康増進計画に基づき市民の健康づくりを推進してきたことから、介護予防事業をはじめとする保健関連施策を高齢者福祉計画として、介護保険事業計画と一体的に策定することとしています。

本計画の中では、市町村老人福祉計画としての施策を第6章、市町村介護保険事業計画としてのサービス見込みや介護保険料を第7章に位置づけていますが、本計画においては、いずれの法の趣旨も備えた重点プログラムを第5章に位置づけています。

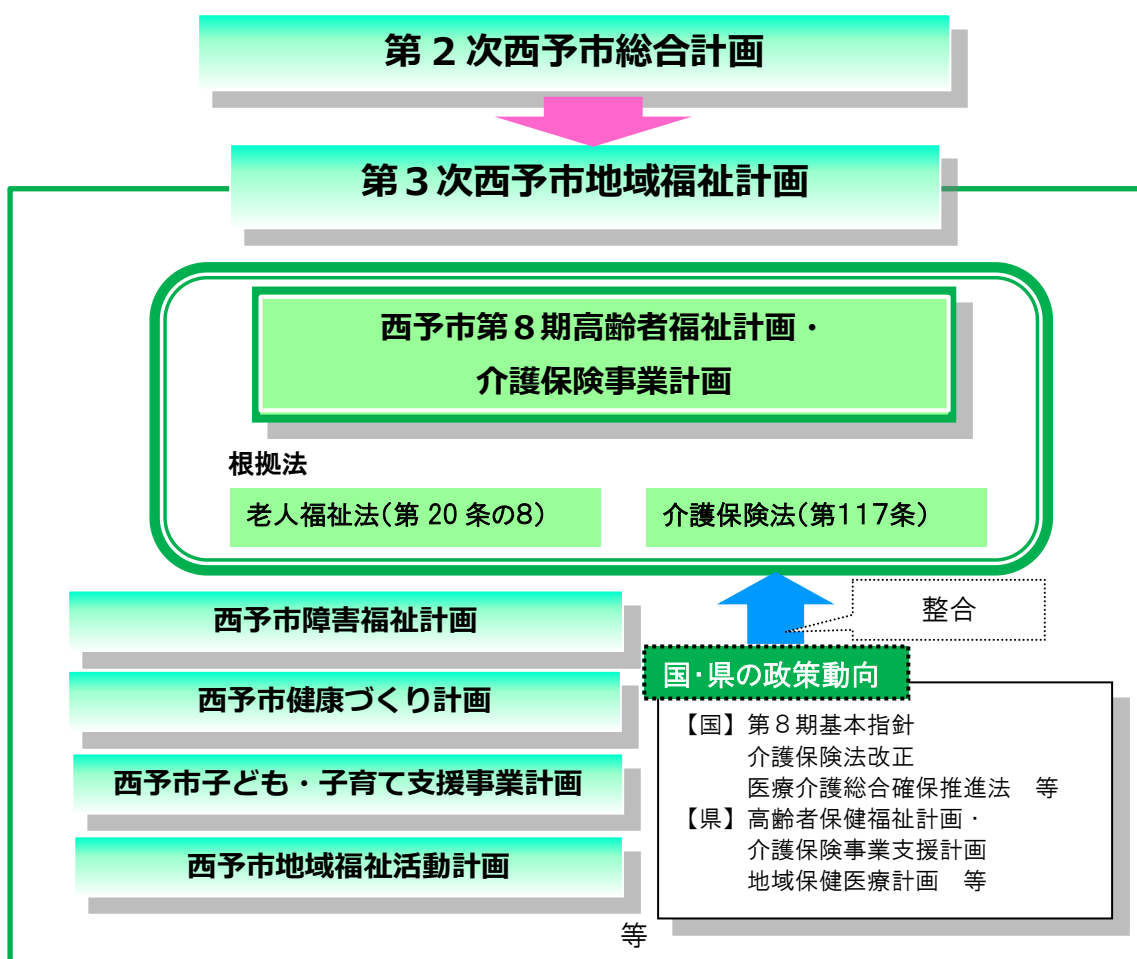
老人福祉法 第 20 条の 8	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。
介護保険法 第 117 条第 1 項	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

② 他計画との関連

本計画は、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び関係計画をはじめとして、愛媛県の定める「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業支援計画」「医療計画」及び「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」等、高齢者を取り巻く国・県の政策動向と整合をとって策定・推進するものとします。

また、本市の計画との関連については、第2次西予市総合計画を上位計画とするほか、地域共生社会の実現に向け上位計画と定められた地域福祉計画や、障害福祉計画、健康増進計画、地域福祉活動計画など、本市の福祉に関する計画と整合をとるものとします。

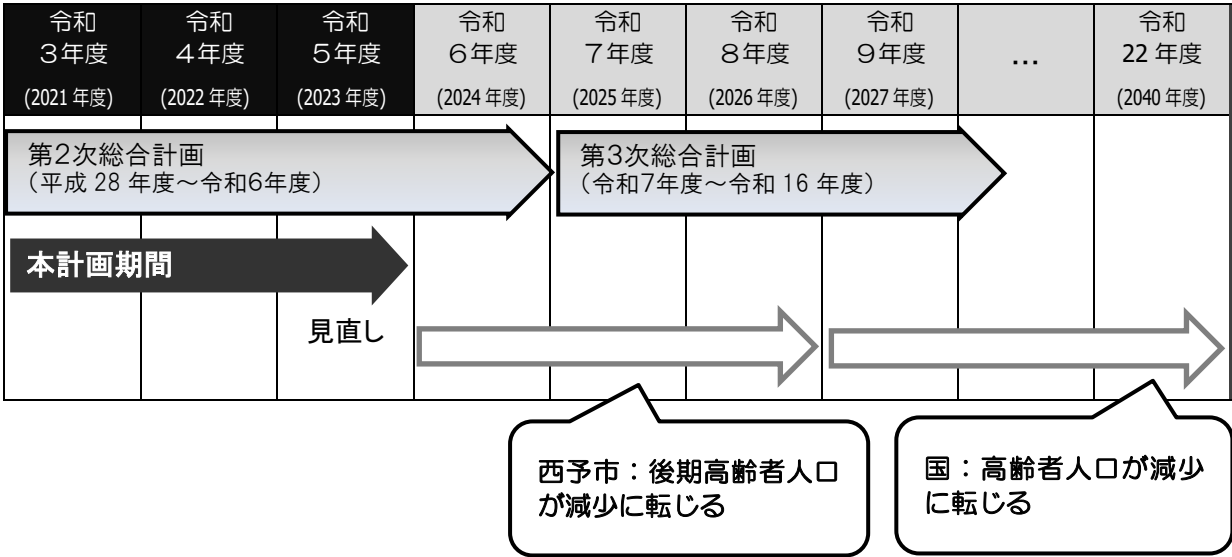
計画の位置づけのイメージ



4. 計画期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とします。

また、本計画に位置づける取組みや目標は、令和7(2025)年及び令和 22(2040)年に予想される本市の状況を見据えて設定を行います。令和7(2025)年は、わが国の団塊の世代が後期高齢者になる年であり、本市の後期高齢者人口が減少に転じる年です。令和 22(2040)年は、わが国の高齢者人口がピークとなる年ですが、その頃の本市は高齢者人口・後期高齢者人口ともに減少が継続していると考えられます。



5. 基礎調査・意見聴取

本計画の策定に当たり、次の基礎調査及び意見聴取を行い、本市の地域課題や市民・事業者の要望等を踏まえ、施策等の検討を行いました。

① アンケート調査の実施

市民や介護サービス事業者のニーズを計画に反映させるために、次のアンケート調査を実施しました。その結果については、市ホームページ等で広く公開しています。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査時期	令和2(2020)年2月
対象者	要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者
調査方法	郵送による配布・回収
発送数	1,000票
回収数	679票
回収率	67.9%

■在宅介護実態調査

調査時期	令和2(2020)年2月～9月
対象者	在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている市民のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方
調査方法	介護認定調査員による聞き取り
回答票総数	270票
有効回答票	250票(270票のうち、個人情報との整合が確認できたもの)

②介護サービス提供者等を対象とした調査の実施

市内で介護サービスを提供する事業者等に対し、本市の現状と課題を把握するため、下記の調査を実施しました。

- ・介護支援専門員及び地域包括支援センター職員へのアンケート調査
- ・市内特別養護老人ホーム等入所申込者の実態調査
- ・市内認知症高齢者グループホーム等入居申込者の実態調査

③パブリックコメントの実施

本計画に広く市民の意見を反映するため、本計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

④計画策定委員会の開催

本計画の策定に当たり、「西予市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において、高齢者福祉に関わりの深い団体等の代表者から意見をいただきました。

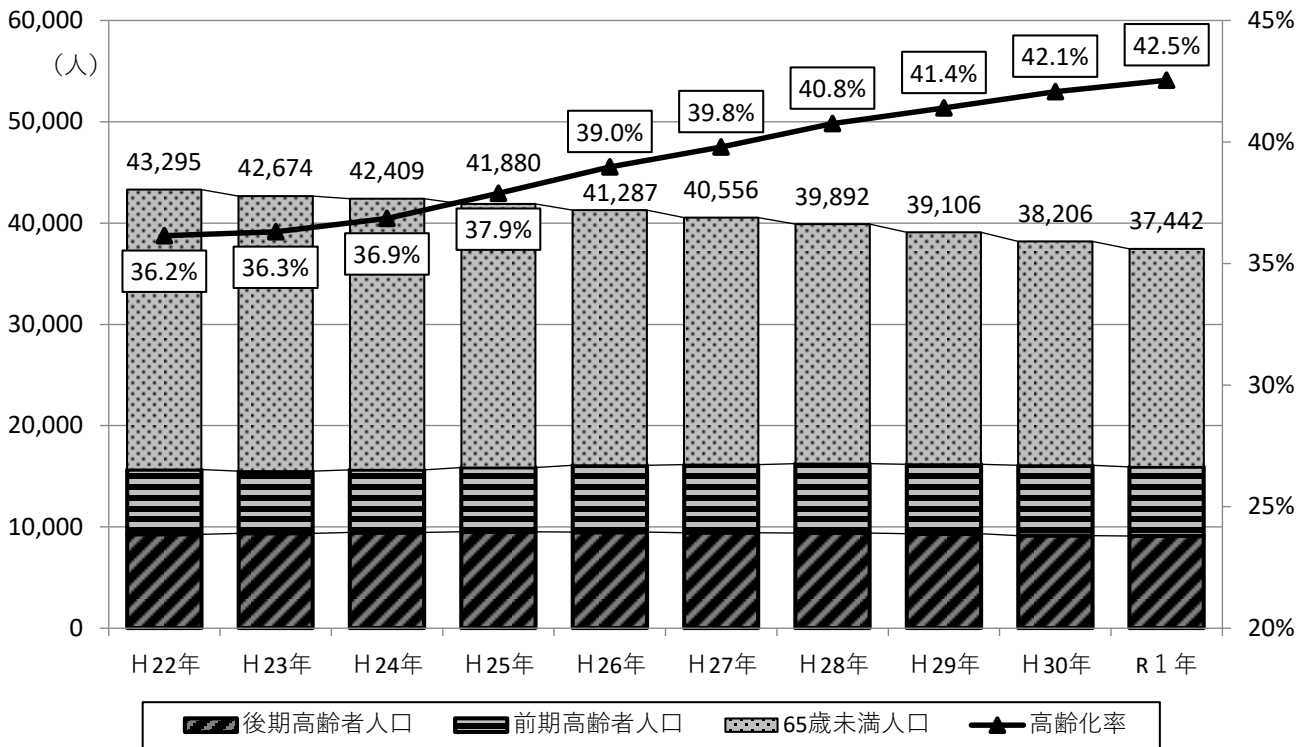
第2章 本市の高齢者の状況

1. 人口の推移と推計

①人口の推移

本市の総人口は、平成 22(2010)年からの 10 年間で約 6,000 人減少しています。高齢者人口は、平成 28(2016)年をピークに減少傾向に転じていますが、同じ年に高齢化率は 40%を超えており、以後増加傾向にあります。

総人口・高齢者人口の推移

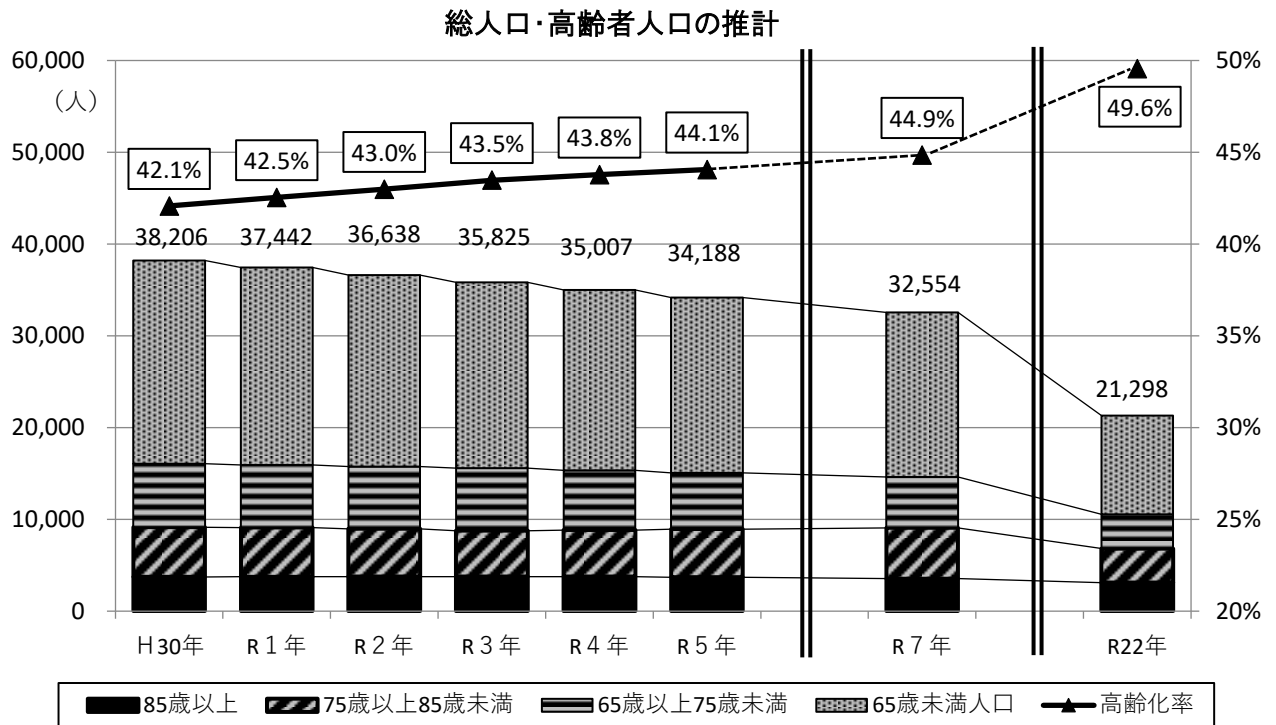


	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
後期高齢者人口(人) (75歳以上)	9,265	9,361	9,447	9,507	9,471	9,435	9,405	9,311	9,144	9,105
前期高齢者人口(人) (65歳以上75歳未満)	6,387	6,136	6,187	6,362	6,619	6,704	6,855	6,883	6,930	6,824
高齢者人口(人) (65歳以上)	15,652	15,497	15,634	15,869	16,090	16,139	16,260	16,194	16,074	15,929
65歳未満人口(人)	27,643	27,177	26,775	26,011	25,197	24,417	23,632	22,912	22,132	21,513
総人口(人)	43,295	42,674	42,409	41,880	41,287	40,556	39,892	39,106	38,206	37,442
高齢化率 (高齢者人口/総人口)	36.2%	36.3%	36.9%	37.9%	39.0%	39.8%	40.8%	41.4%	42.1%	42.5%

出典：住民基本台帳(各年10月1日時点)

②人口の推計

本市の高齢者人口は減少傾向に入っている一方、総人口の減少から高齢化率は増加していくものと見込まれます。高齢者人口は減少傾向にありますが、75歳以上85歳未満の人口は令和7(2025)年頃まで増加すると見込まれます。



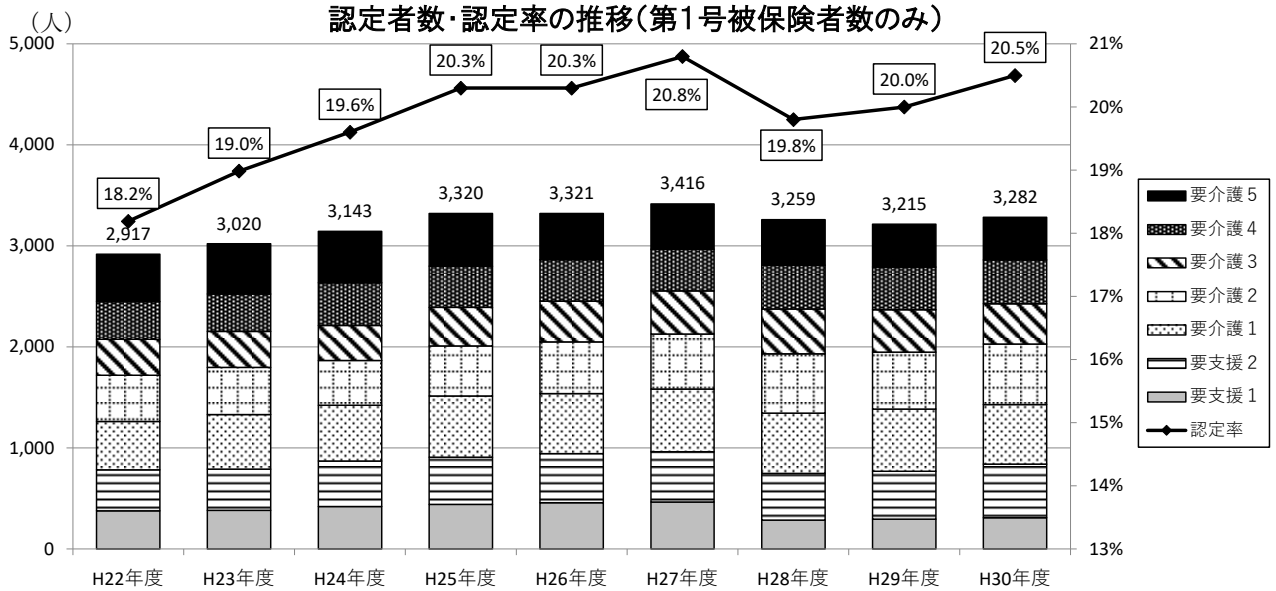
	実績			推計				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
85歳以上(人)	3,723	3,740	3,803	3,758	3,756	3,699	3,529	3,110
75歳以上85歳未満(人)	5,421	5,365	5,255	5,010	5,079	5,236	5,536	3,696
65歳以上75歳未満(人)	6,930	6,824	6,785	6,808	6,492	6,128	5,536	3,749
高齢者人口(人) (65歳以上)	16,074	15,929	15,843	15,576	15,327	15,063	14,601	10,555
65歳未満人口(人)	22,132	21,513	20,884	20,249	19,680	19,125	17,953	10,743
総人口(人)	38,206	37,442	36,727	35,825	35,007	34,188	32,554	21,298
高齢化率 (高齢者人口/総人口)	42.1%	42.5%	43.1%	43.5%	43.8%	44.1%	44.9%	49.6%

出典: 実績は住民基本台帳(各年10月1日時点)、推計は実績をもとにコーホート変化率法により算出したもの

2. 要介護(支援)認定状況の推移と推計

① 認定者数の推移

本市の認定者数は、平成 28(2016)年度に介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したことから認定者数・認定率は減少しています。その後認定者数は横ばいに推移していますが、認定率は再び増加しています。



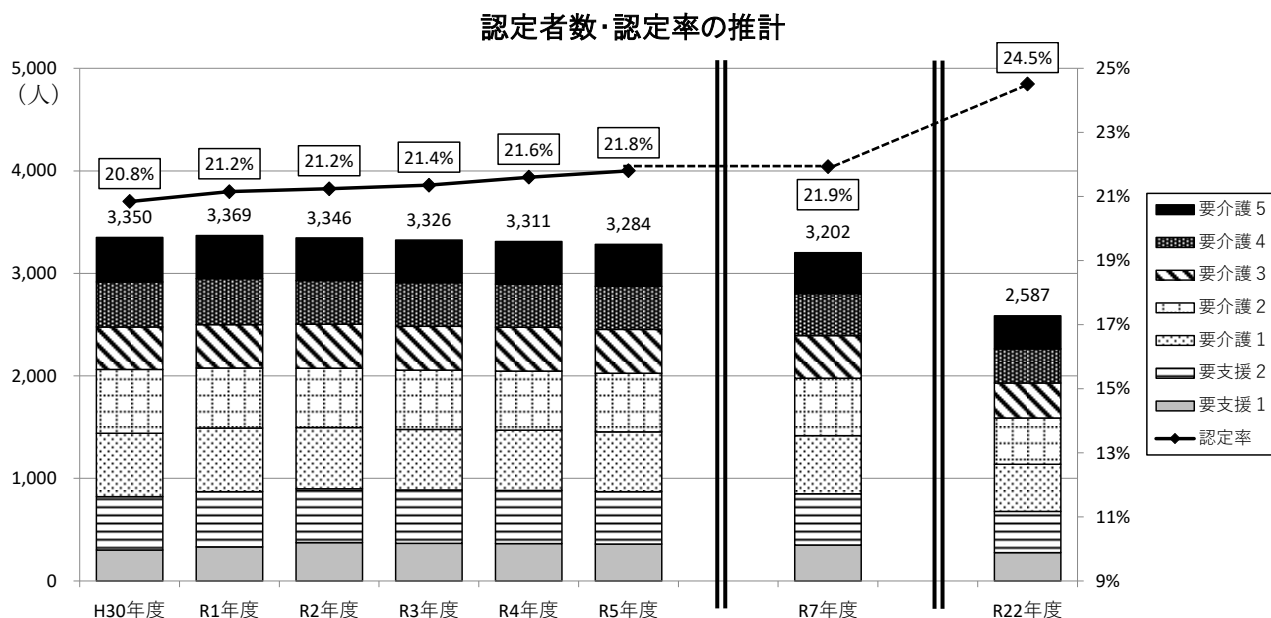
第1号被保険者	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
要支援1(人)	377	380	419	440	457	463	285	294	307
要支援2(人)	405	410	450	467	486	499	463	473	531
要介護1(人)	479	539	553	607	593	620	596	616	590
要介護2(人)	457	468	442	496	512	545	586	565	599
要介護3(人)	358	356	348	380	405	428	444	419	400
要介護4(人)	372	371	422	409	409	412	434	422	434
要介護5(人)	469	496	509	521	459	449	451	426	421
認定者数(人)	2,917	3,020	3,143	3,320	3,321	3,416	3,259	3,215	3,282
認定率	18.2%	19.0%	19.6%	20.3%	20.3%	20.8%	19.8%	20.0%	20.5%

うち第2号被保険者	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
要支援1(人)	4	7	10	13	8	6	2	4	4
要支援2(人)	15	17	15	13	16	17	12	11	9
要介護1(人)	14	13	9	8	7	2	5	2	5
要介護2(人)	10	18	11	10	11	12	8	8	7
要介護3(人)	4	4	3	3	3	4	5	7	6
要介護4(人)	7	6	11	6	6	3	2	8	6
要介護5(人)	16	13	12	14	9	10	11	9	5
認定者数(人)	70	78	71	67	60	54	45	49	42

出典:介護保険事業状況報告(各年度末時点)

②認定者数の推計

認定者数は、本市の介護予防に対する取組みの効果を勘案し、減少していくものと見込みます。しかしながら高齢者における後期高齢者の比率が増加していくことから、認定率は増加していくと見込み、令和22年度(2040年度)には24.5%まで増加するものとします。



	実績			推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援1(人)	302	331	374	367	365	360	351	276
要支援2(人)	521	539	526	520	517	512	498	401
要介護1(人)	618	622	595	590	588	582	568	461
要介護2(人)	622	585	580	578	577	572	559	452
要介護3(人)	414	424	429	428	427	427	416	340
要介護4(人)	438	447	425	426	422	420	409	334
要介護5(人)	435	421	417	417	415	411	401	323
認定者数(人)	3,350	3,369	3,346	3,326	3,311	3,284	3,202	2,587
認定率	20.8%	21.2%	21.1%	21.4%	21.6%	21.8%	21.9%	24.5%

出典:実績は介護保険事業状況報告(各年度9月月報)、推計は本市独自のもの。第2号被保険者を含む。

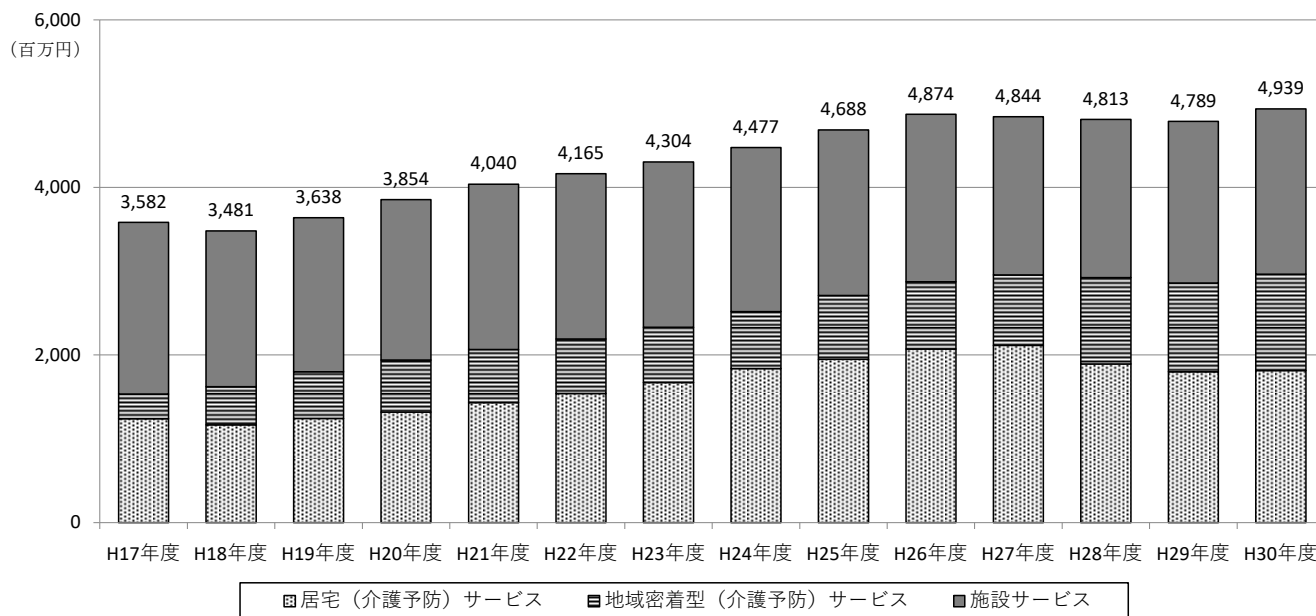
認定者数の推計については、厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」の推計が9月月報実績をもとにしており、本市の認定者数推計もそれに準じた手法をとった。

3. 介護給付費等の動向

平成 30(2018)年度の予防給付費・介護給付費の合計は約 49 億円となっており、平成 17(2005)年度の約 36 億円の約 1.36 倍に増加しています。

構成比をみると、居宅(介護予防)サービスは平成 17(2005)年度の 34.6%から、平成 27(2015)年度に 43.7%まで増加しましたが、平成 28(2016)年度に介護予防・日常生活支援総合事業が開始したことから減少し、平成 30(2018)年度には 36.7%となっています。施設サービスは 57.2%から 40.0%へ減少し、地域密着型(介護予防)サービスは 8.2%から 23.3%まで増加しています。

介護予防・介護給付費(年間)の推移



出典:介護保険事業状況報告(年報)

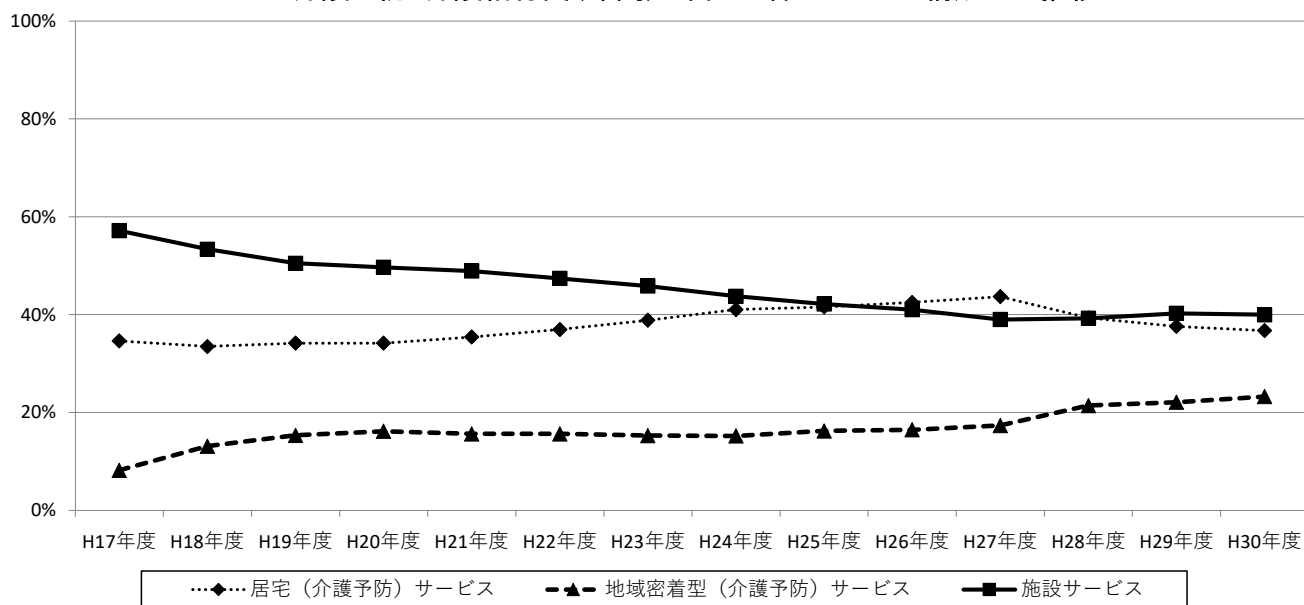
介護予防・介護給付費(年間)の推移

(単位:百万円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅(介護予防)サービス	1,240	1,166	1,243	1,317	1,432	1,540	1,672
地域密着型(介護予防)サービス	294	457	558	623	632	651	658
施設サービス	2,048	1,858	1,837	1,914	1,976	1,974	1,973
合計	3,582	3,481	3,638	3,854	4,040	4,165	4,304
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
居宅(介護予防)サービス	1,837	1,949	2,072	2,116	1,893	1,801	1,815
地域密着型(介護予防)サービス	681	762	803	840	1,031	1,059	1,149
施設サービス	1,959	1,977	1,999	1,889	1,889	1,928	1,975
合計	4,477	4,688	4,874	4,844	4,813	4,789	4,939

出典:介護保険事業状況報告(年報)

介護予防・介護給付費(年間)に占める各サービスの構成比の推移



	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
居宅(介護予防)サービス	34.6%	33.5%	34.2%	34.2%	35.4%	37.0%	38.8%
地域密着型(介護予防)サービス	8.2%	13.1%	15.3%	16.2%	15.6%	15.6%	15.3%
施設サービス	57.2%	53.4%	50.5%	49.7%	48.9%	47.4%	45.8%

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
居宅(介護予防)サービス	41.0%	41.6%	42.5%	43.7%	39.3%	37.6%	36.7%
地域密着型(介護予防)サービス	15.2%	16.3%	16.5%	17.3%	21.4%	22.1%	23.3%
施設サービス	43.8%	42.2%	41.0%	39.0%	39.2%	40.3%	40.0%

出典:介護保険事業状況報告(年報)

構成割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

4. アンケート調査にみられる地域課題

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

・移動手段

移動手段について年齢別にみたところ、「自動車(自分で運転)」の割合が 80 歳以上であっても 27.3%となっています。また、80 歳以上になると「タクシー」の割合が増加し、20.4%となっています。

年 齢	人数 (人)	割合(%)													
		徒歩	自転車	バイク	自動車(自分で運転)	自動車(人に乗せてもらう)	電車	路線バス	病院や施設のバス	車いす	電動車いす(カート)	歩行器・手押し車	タクシー	その他	無回答
全 体	679	36.5	14.1	6.0	53.0	31.1	2.4	19.9	4.3	0.1	2.2	7.1	11.5	1.2	1.3
65～69 歳	112	40.2	25.9	8.9	85.7	20.5	1.8	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
70～74 歳	142	40.8	20.4	9.9	81.0	21.1	5.6	14.8	0.7	0.0	0.0	0.0	5.6	2.1	0.0
75～79 歳	121	32.2	13.2	8.3	54.5	28.9	2.5	20.7	3.3	0.8	0.0	2.5	6.6	0.8	0.0
80 歳以上	304	34.9	7.2	2.3	27.3	40.5	1.0	26.6	7.9	0.0	4.9	14.8	20.4	1.3	2.6

・通信手段

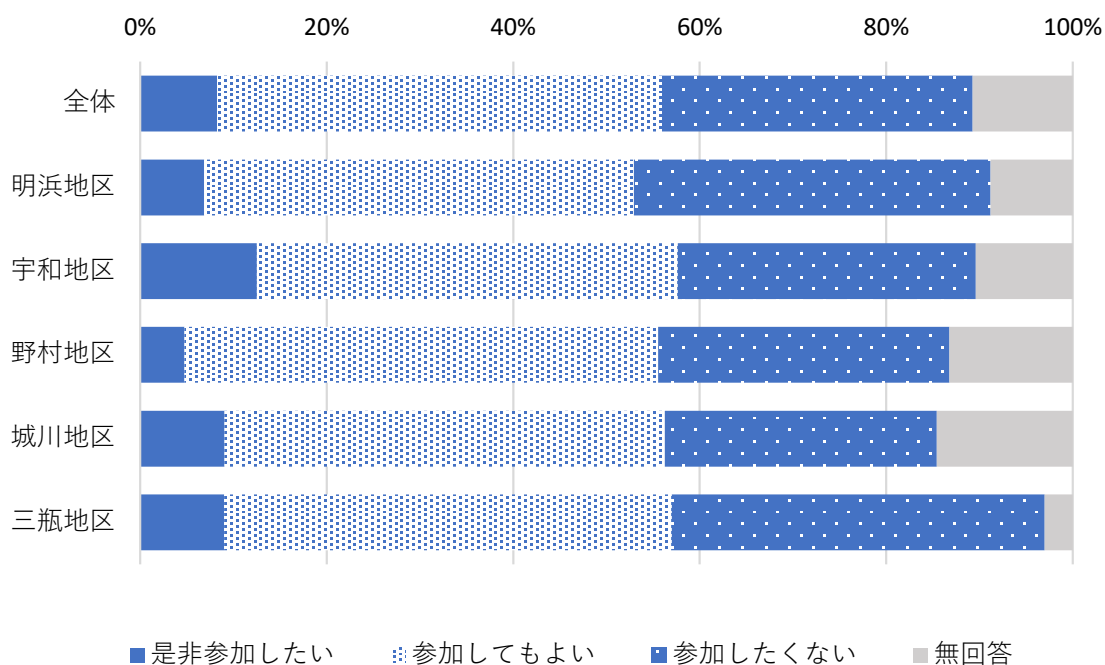
通信手段については、「固定電話」の割合が 70.4%、「携帯電話」の割合が 50.7%となっており、年齢ごとに大きな差はみられません。いずれの年齢層の高齢者も、多くが通信手段を持っていると考えられますが、「もっていない」の割合が 5.2%となっており、特に 80 歳以上では 8.9%となっています。

年 齢	人数 (人)	割合(%)							
		固定電話	携帯電話	スマートフォン	タブレット型端末	パソコン	もっていない	その他	無回答
全 体	679	70.4	50.7	21.4	3.4	9.1	5.2	2.1	4.1
65 歳～69 歳	112	68.8	54.5	45.5	8.0	19.6	0.0	1.8	0.9
70 歳～74 歳	142	69.0	54.2	40.1	4.9	18.3	1.4	2.8	2.1
75 歳～79 歳	121	66.9	53.7	21.5	4.1	8.3	5.0	2.5	4.1
80 歳以上	304	73.0	46.4	3.6	0.7	1.3	8.9	1.6	6.3

・地域活動等への参加意向

地域活動等への参加意向について、地区別にみると、「参加意向あり(是非参加したい / 参加してもよい)」の割合は、宇和では57.6%、明浜では53.0%。城川では56.2%、野村では55.6%、三瓶では57.0%となっています。

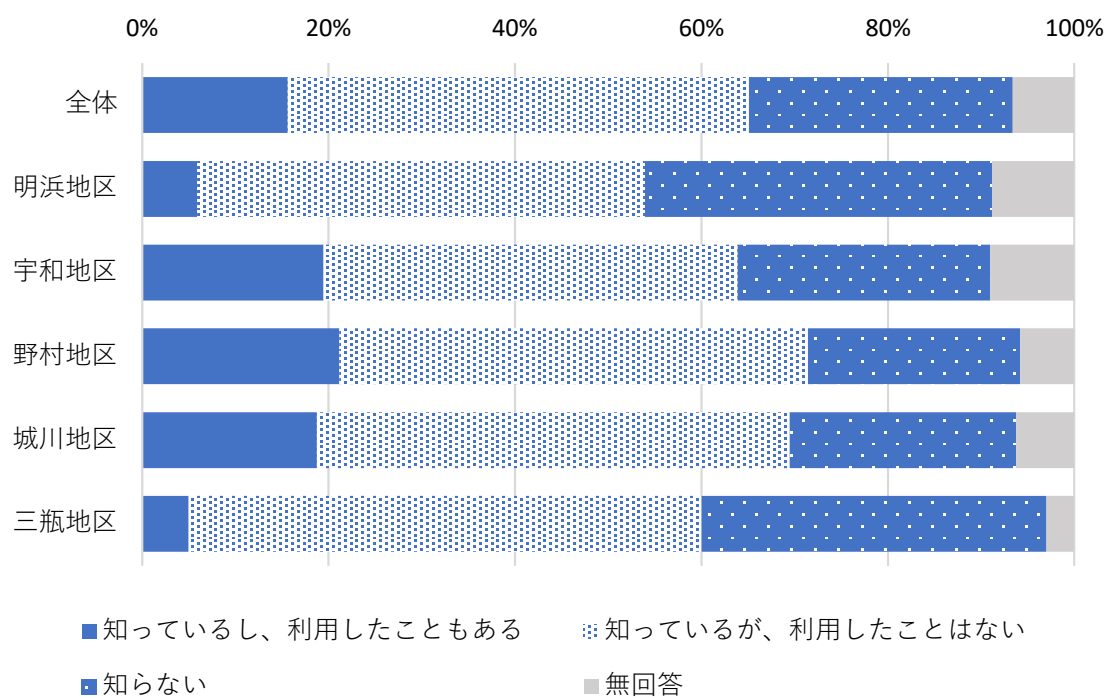
地区	人数(人)	割合(%)			
		是非参加 したい	参加しても よい	参加したく ない	無回答
全体	679	8.2	47.7	33.3	10.8
明浜地区	144	6.9	46.1	38.2	8.8
宇和地区	102	12.5	45.1	31.9	10.4
野村地区	144	4.8	50.8	31.2	13.2
城川地区	189	9.0	47.2	29.2	14.6
三瓶地区	100	9.0	48.0	40.0	3.0



・地域包括支援センターの認知度

地域包括支援センターを、(利用の有無を問わず)知っている割合の合計が 65.1%となっています。地区別にみると、地域包括支援センターの所在する野村・城川地区における認知度が高くなっています。

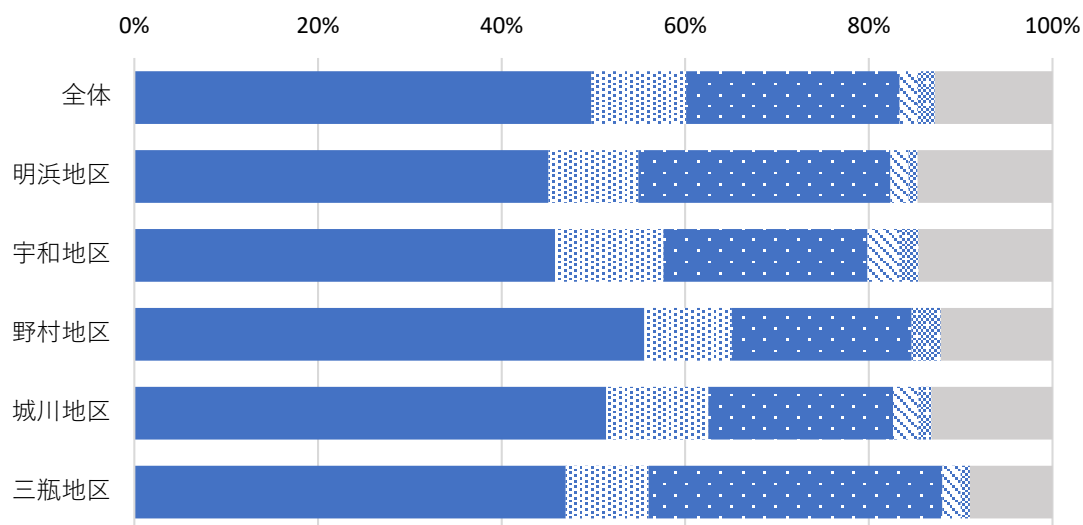
地区	人数 (人)	割合(%)			
		知っているし、利用したこともある	知っているが、利用したことはない	知らない	無回答
全体	679	15.6	49.5	28.3	6.6
明浜地区	144	5.9	48.0	37.3	8.8
宇和地区	102	19.4	44.4	27.1	9.0
野村地区	144	21.2	50.3	22.8	5.8
城川地区	189	18.8	50.7	24.3	6.3
三瓶地区	100	5.0	55.0	37.0	3.0



・福祉の担い手

福祉を誰が推進していくべきものと考えているかを地区別にみると、市民と行政の協力で行うべきものという意識が、城川・野村地区において特に高くなっています。

地区	人数(人)	割合(%)					
		市民と行政が協力し合い、 ともに行っていくべきもの	市民同士で助けあって行うのが 基本であり、手の届かない部分を 行政が援助するべきもの	行政が行うのが基本であり、 手の届かない部分については 市民が協力するべきもの	行政が行うべきものであって、 市民が協力する必要はない	その他	無回答
全体	679	49.8	10.3	23.3	1.9	1.9	12.8
明浜地区	144	45.1	9.8	27.5	2.0	1.0	14.7
宇和地区	102	45.8	11.8	22.2	3.5	2.1	14.6
野村地区	144	55.6	9.5	19.6	0.0	3.2	12.2
城川地区	189	51.4	11.1	20.1	2.8	1.4	13.2
三瓶地区	100	47.0	9.0	32.0	2.0	1.0	9.0

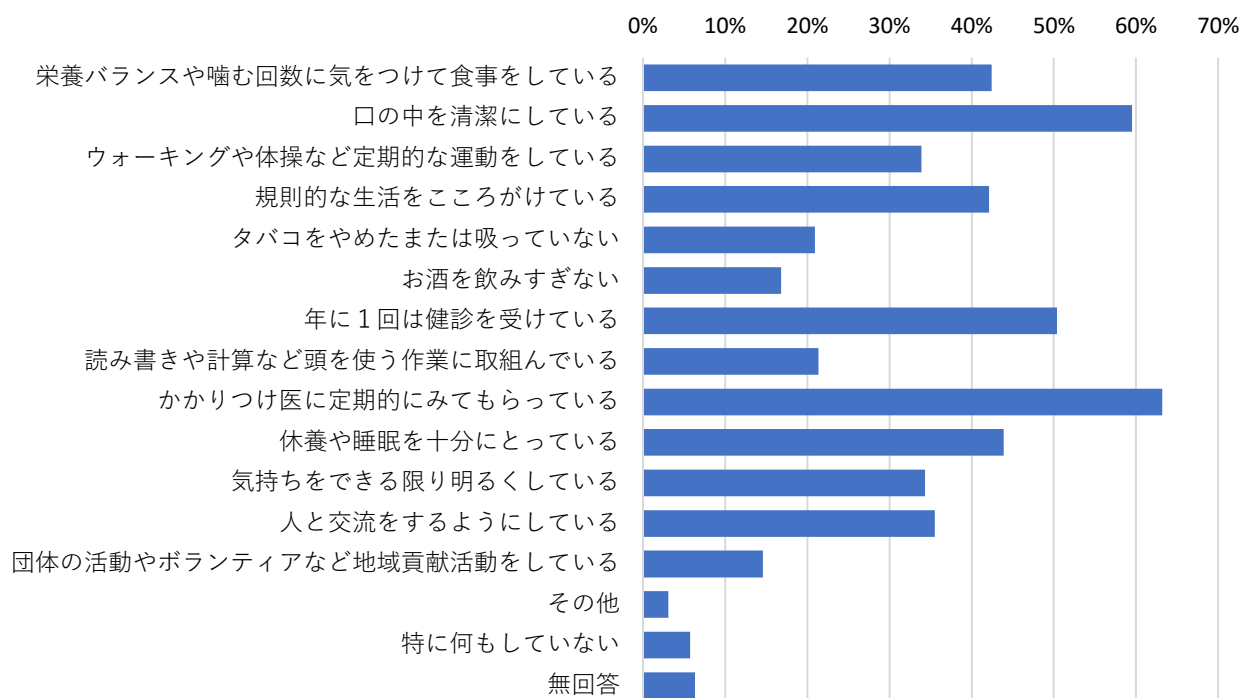


- 市民と行政が協力し合い、ともに行っていくべきもの
- ▨ 市民同士で助けあって行うのが基本であり、手の届かない部分を行政が援助するべきもの
- ▨ 行政が行うのが基本であり、手の届かない部分については市民が協力するべきもの
- ▨ 行政が行うべきものであって、市民が協力する必要はない
- ▨ その他
- 無回答

・日頃から行っている介護予防

「かかりつけ医に定期的に見てもらっている」(63.2%)の割合が最も高く、次いで「口の中を清潔にしている」(59.5%)、「年に1回は健診を受けている」(50.4%)となっています。「特に何もしていない」は5.7%でした。

	人数(人)	割合(%)
栄養バランスや噛む回数に気をつけて食事をしている	288	42.4
口の中を清潔にしている(歯磨きや義歯の手入れ、うがいなど)	404	59.5
ウォーキングや体操など定期的な運動をしている	230	33.9
規則的な生活をこころがけている	286	42.1
タバコをやめたまたは吸っていない	142	20.9
お酒を飲みすぎない	114	16.8
年に1回は健診を受けている	342	50.4
読み書きや計算など頭を使う作業に取り組んでいる	145	21.4
かかりつけ医に定期的に見てもらっている	429	63.2
休養や睡眠を十分にとっている	298	43.9
気持ちをできる限り明るくしている	233	34.3
人と交流をするようにしている	241	35.5
団体の活動やボランティアなど地域貢献活動をしている	99	14.6
その他	21	3.1
特に何もしていない	39	5.7
無回答	43	6.3
回答者数	679	-



②在宅介護実態調査

・介護のための離職の有無

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」がほとんどを占めており、92.5%となっています。「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」と回答したのは1.3%であり、全国調査の5.7%よりも低い結果となっています。

	人数(人)	割合(%)
主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)	3	1.3
主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)	2	0.8
主な介護者が転職した	2	0.8
主な介護者以外の家族・親族が転職した	1	0.4
介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない	221	92.5
わからない	1	0.4
無回答	9	3.8
全体	239	100.0

・在宅生活継続に当たって、介護者の感じる不安要素

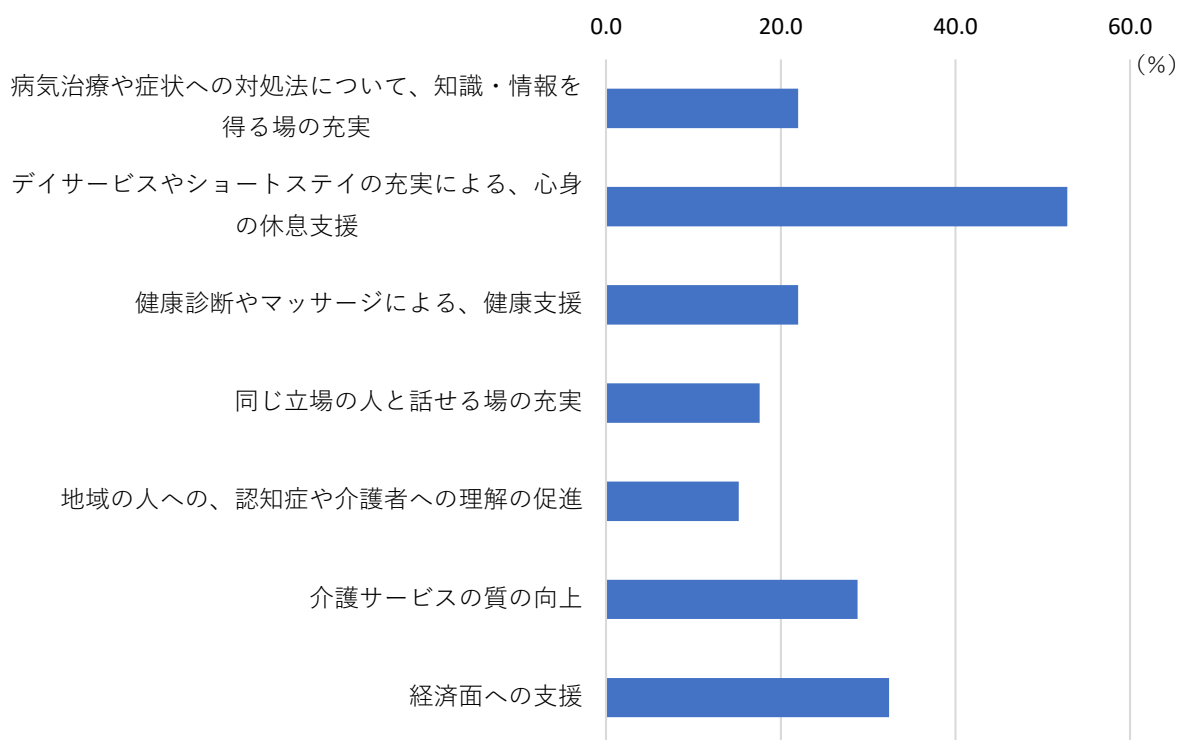
介護をしている方が最も不安視されているのが「夜間の排泄」であり、次いで「認知症状への対応」が高くなっています。相談支援等により介護の負担軽減を図るとともに市民の認知症への正しい理解と対応を深めていく必要があります。

		人数(人)	割合(%)
身体介護	日中の排泄	66	26.4
	夜間の排泄	79	31.6
	食事の介助(食べる時)	30	12.0
	入浴・洗身	70	28.0
	身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	10	4.0
	衣服の着脱	22	8.8
	屋内の移乗・移動	44	17.6
	外出の付き添い、送迎等	43	17.2
	服薬	27	10.8
	認知症状への対応	77	30.8
	医療面での対応(経管栄養、スーマ等)	15	6.0
援生活	食事の準備(調理等)	34	13.6
	その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	33	13.2
	金銭管理や生活面に必要な諸手続き	22	8.8
その他	その他	8	3.2
	不安に感じていることは、特にない	32	12.8
	主な介護者に確認しないと、わからない	4	1.6
全体		250	100.0

・介護者の望む支援

「デイサービスやショートステイの充実による、心身の休息支援」(52.8%)の割合が最も高く、次いで「経済面への支援」(32.4%)が高くなっています。

	人数(人)	割合(%)
病気治療や症状への対処法について、知識・情報を得る場の充実	55	22.0
デイサービスやショートステイの充実による、心身の休息支援	132	52.8
健康診断やマッサージによる、健康支援	55	22.0
同じ立場の人と話せる場の充実	44	17.6
地域の人への、認知症や介護者への理解の促進	38	15.2
介護サービスの質の向上	72	28.8
経済面への支援	81	32.4
全体	250	100.0



第3章 第7期計画の推進状況

第7期計画では、重点プログラムと3つの基本目標、6つの施策を位置づけていました。本計画策定に当たって、庁内の関係各課に施策の推進状況の調査を行いました。

推進状況の概要は、次のとおりです。

基本目標1 高齢者が元気なまち

今後の高齢者福祉、介護保険事業運営にとって、介護予防は特に重要であることから、介護予防運動教室等により介護予防の重要性及び効果的な体操の普及啓発に取り組んできました。

また、介護予防は、地域で日常的に行われることが重要であることから、地域で率先して介護予防に取り組むリーダーの育成に取り組んできました。このほか、市民主体の取り組みを促進するため、地域住民グループ活動への支援等や、「西予市健幸ポイント事業」による健康づくり活動の促進、社会参加への支援や世代間交流にも取り組んでいます。

しかし、平成30(2018)年の西日本豪雨や令和2(2020)年の世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延が、市民の介護予防活動や健康づくり活動に影響があったものと考えられます。新型コロナウイルス感染症の影響は令和3(2021)年も継続しており、感染症対策を徹底し、様々な活動の再開に取り組んでいます。

基本目標2 いつまでも安心して暮らせるまち

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、退院支援ルールや在宅・介護連携シートを運用しながら、クラウドサービスを活用し、本市の状況にあった連携体制を構築してきました。

また、認知症対策として認知症ケアパス(認知症あんしんノート)の頒布や、認知症サポーターの養成を推進しており、市民の認知症への正しい理解を深めています。

生活支援については、生活支援コーディネーターを配置し、地域課題と生活支援を検討する協議体を2層構造で設置し、地域の実情に合った支援を推進しています。

高齢者の安心な暮らしのため、移動支援や防災・防犯対策の推進を行っています。

基本目標3 介護保険サービスが充実しているまち

介護施設入所待機者の減少に向け、既存の養護老人ホームを混合型特定施設へ転換を行いました。

また、適切な介護サービス利用が行われるよう、地域密着型サービスへの指導や介護支援専門員に対しケアプラン点検や相談を行っています。

また、在宅生活が続けられるように、介護を行う家族に対して教室を開催していますが、メニューによって地区が限定されており、全市的な取り組みへ拡充していく必要があります。

重点プログラム

「現在の適正利用」として介護給付適正化主要5事業等を推進するとともに、「将来の適正利用」に向けた介護予防や市民主体の生活支援体制の整備を進めてきました。プログラムに設定した指標の進捗は、次のとおりです。

指標		平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
新規要介護認定者(要介護1～5)の平均年齢	目標		平均年齢低下の防止		
	実績	82.7 歳	83.9 歳	84.6 歳	84.1 歳(R3.2.10)
介護予防給付サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業の利用人数と新規要介護認定の関係分析	目標		各種サービスの介護予防効果について、毎年地域ケア会議にて協議し、継続的な取組みの改善を行う。		
	実績	各種サービス利用による効果の分析をしている。	西日本豪雨により介護予防効果の分析未実施。	専門職の助言を取入れ介護予防効果の分析をしている。	アンケートを行い介護予防効果の分析をしている。
要介護認定更新及び区分変更で重度化した人の割合(利用サービス別)	目標		施設 1.9% 施設以外 12.6%	施設 1.9% 施設以外 12.5%	施設 1.9% 施設以外 12.4%
	実績	施設 1.9% 施設以外 12.7%	施設 9.6% 施設以外 38.7%	施設 10.3% 施設以外 25.4%	施設 12.7% 施設以外 24.6% (R2.9.30)
週1回以上、なんらかの地域活動をしている割合(アンケート調査を毎年実施)	目標		28.0%	29.0%	30.0%
	実績	27.0%	西日本豪雨により未実施	20.5%	21.7%
地域活動等への参加意向の地区間格差(アンケート調査を毎年実施)	目標		18.0%	17.0%	16.0%
	実績	18.9%	西日本豪雨により未実施	4.6%	大幅な格差改善がみられたため、本指標の調査は行わなかった。
地域ケア会議の体制整備	目標		以下に該当する、全ての会議の実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進会議(専門職による政策検討) ・在宅医療・介護連携に向けた会議もしくは部会 ・認知症対策の会議もしくは部会 ・生活支援の会議もしくは部会 ・個別ケースの検討会 (会議体数や回数は問わず、全市域を網羅していることが条件) 		
	実績	現状の体制から整理案を検討している	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進会議(専門職による政策検討) →毎年度開催 ・在宅医療・介護連携に向けた会議もしくは部会 →R1から毎年度開催 ・認知症対策の会議もしくは部会 →毎年度開催 ・生活支援の会議もしくは部会 →毎年度開催 ・個別ケースの検討会 →毎年度開催 		

給付適正化を見込んで第7期計画の計画値を設定しましたが、いずれの年度も、施設サービス、居住系サービス、在宅サービスそれぞれの対計画比(A/B)が90%以上であり、おおむね見込みどおりに推移しています。

第7期介護保険事業における介護給付費の計画と実績

(単位：千円)

		平成30年度 実績値 (A)	平成30年度 計画値 (B)	A/B (%)	令和元年度 実績値 (A)	令和元年度 計画値 (B)	A/B (%)
施設 サービス	小計	2,127,081	2,133,870	99.7%	2,181,533	2,134,816	102.2%
	介護老人福祉施設	1,078,888	1,022,510	105.5%	1,092,248	1,022,968	106.8%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	152,371	169,750	89.8%	169,248	169,826	99.7%
	介護老人保健施設	882,457	897,760	98.3%	916,516	898,162	102.0%
	介護医療院	7,978	21,553	37.0%	1,729	21,553	8.0%
	介護療養型医療施設	5,388	22,297	24.2%	1,792	22,307	8.0%
居住系 サービス	小計	952,647	970,811	98.1%	1,046,243	1,044,609	100.2%
	特定施設入居者生活介護	198,322	211,435	93.8%	283,533	283,756	99.9%
	地域密着型特定施設入居者生活介護			-			-
	認知症対応型共同生活介護	754,324	759,376	99.3%	762,710	760,853	100.2%
在宅 サービス	小計	1,858,777	1,998,513	93.0%	1,928,769	2,035,052	94.8%
	訪問介護	149,823	164,759	90.9%	160,883	164,051	98.1%
	訪問入浴介護	17,174	20,761	82.7%	14,504	20,771	69.8%
	訪問看護	78,464	80,090	98.0%	86,396	81,376	106.2%
	訪問リハビリテーション	23,550	21,289	110.6%	23,257	21,922	106.1%
	居宅療養管理指導	15,717	17,961	87.5%	15,643	18,593	84.1%
	通所介護	558,223	516,788	108.0%	569,750	526,786	108.2%
	地域密着型通所介護	185,002	290,164	63.8%	195,269	294,676	66.3%
	通所リハビリテーション	158,209	192,057	82.4%	164,049	196,073	83.7%
	短期入所生活介護	198,456	194,854	101.8%	220,074	193,429	113.8%
	短期入所療養介護（老健）	54,844	58,057	94.5%	59,161	60,888	97.2%
	短期入所療養介護（病院等）		597	0.0%		597	0.0%
	福祉用具貸与	118,204	123,259	95.9%	122,391	124,172	98.6%
	特定福祉用具販売	3,963	6,460	61.3%	4,576	7,267	63.0%
	住宅改修	13,429	20,058	67.0%	13,712	20,954	65.4%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1,437	0.0%		1,438	0.0%
	夜間対応型訪問介護		247	0.0%		247	0.0%
	認知症対応型通所介護	56,096	60,746	92.3%	49,423	66,977	73.8%
	小規模多機能型居宅介護	1,238	2,959	41.8%	1,740	2,960	58.8%
	看護小規模多機能型居宅介護		2,188	0.0%		2,189	0.0%
介護予防支援・居宅介護支援	226,384	223,782	101.2%	227,941	229,686	99.2%	

※各年介護保険事業報告（年報） 注：合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

第4章 計画の基本的事項

1. 将来像

第2次西予市総合計画においては、令和6(2024)年のまちの未来の姿を10項目にわたり定めています。そのうち「医療・保健・福祉」及び「地域コミュニティ」についての未来の姿が、本計画の目指すところとなります。

■第2次西予市総合計画の「医療・保健・福祉」についての将来像

2025年、このまちでは、市内にある病院が一層統合し、サービスが充実してきている。病院、診療所、開業医等も連携して、市内のどこで受診しても、適切な診療がなされている。医師不足の中、周辺自治体と連携し、診療科目の充実にも頑張っている。医療機関等が連携して、へき地医療も維持している。消防も救急対応を少ない人数でなんとか、こなしているし、今も昔も変わらず夜間・救急対応が行われている。重症者のへり搬送も回数は少ないが経験している。

子どもから高齢者まで、地域内の困りごとについては地域の人に相談し、助け合いの下、対応できる地域が増えている。

障がい者等についての理解が進み、働く機会だけでなく、地域活動にも参画している。

■第2次西予市総合計画の「地域コミュニティ」についての将来像

2025年、このまちでは、地域コミュニティ活動が地域を支えている。自治活動、文化継承、世代交流、消防、防災、健康、子育て、教育、見守り、防犯、交通安全、あらゆることを、地域ぐるみで、老若男女分け隔てなく、自発的にやりがいをもって取り組まれ、人と人のつながりが更に強まっている。公民館の地域コミュニティへのかかわり方も変わっている。

人が少なくなってまとまったコミュニティもあるし、人が多くなって別れたコミュニティもある。自分たちの問題は自分たちで可能な限り解決する、そういった姿勢が市内全域に醸成されている。

この将来像に向け、本計画の終了年度である令和5(2023)年に向けて、本市の地域包括ケアシステムから地域共生社会の実現させる取組みを推進していく必要があります。

このことから、本計画に掲げる将来像は、第7期計画のものを継承し、次のように定めます。

将来像

家族のきずなと地域のぬくもりを大切にするまち「西予」

この将来像は、これまで培った地域のぬくもり(コミュニティ意識)を、全ての市民が支え合う仕組み(地域包括ケアシステム、地域共生社会)に繋げていくことを表しています。

2. 基本目標・施策体系

個別の施策が目指す基本目標については、制度改正等を考慮すると、これまでの取組みを深化・推進していくことが重要と考えられることから、第7期計画のものを継承することとします。

将来像 家族のきずなと地域のぬくもりを大切にするまち「西予」

重点プログラム ～自立支援・重度化防止・給付適正化連動プログラム～

基本目標1 高齢者が元気なまち

高齢期になっても元気でいきいきとした生活を送ることができるよう、市民主体の活動を促進し、積極的に社会参加ができるまちを目指します。

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
	(2) 健康づくりと疾病予防の促進
2. 生きがいづくりと社会参加の促進	(1) 就労的活動の支援
	(2) 多様な活動の支援

基本目標2 いつまでも安心して暮らせるまち

住み慣れた地域で可能な限り暮らしを続けられる地域を実現し、市民それぞれの有する能力に応じて、全ての市民が支え合いの担い手となる「西予市型共生社会」を目指します。

1. 地域包括ケアシステムから西予市型共生社会の実現へ	(1) 包括的支援事業の充実
	(2) 在宅医療・介護連携の推進
	(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備
	(4) 認知症施策の推進
	(5) 地域ケア会議の確立
2. 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備	(1) 生活環境の整備
	(2) 安心・安全な地域づくりの推進
	(3) 自立を支えるサービスの提供

基本目標3 介護保険サービスが充実しているまち

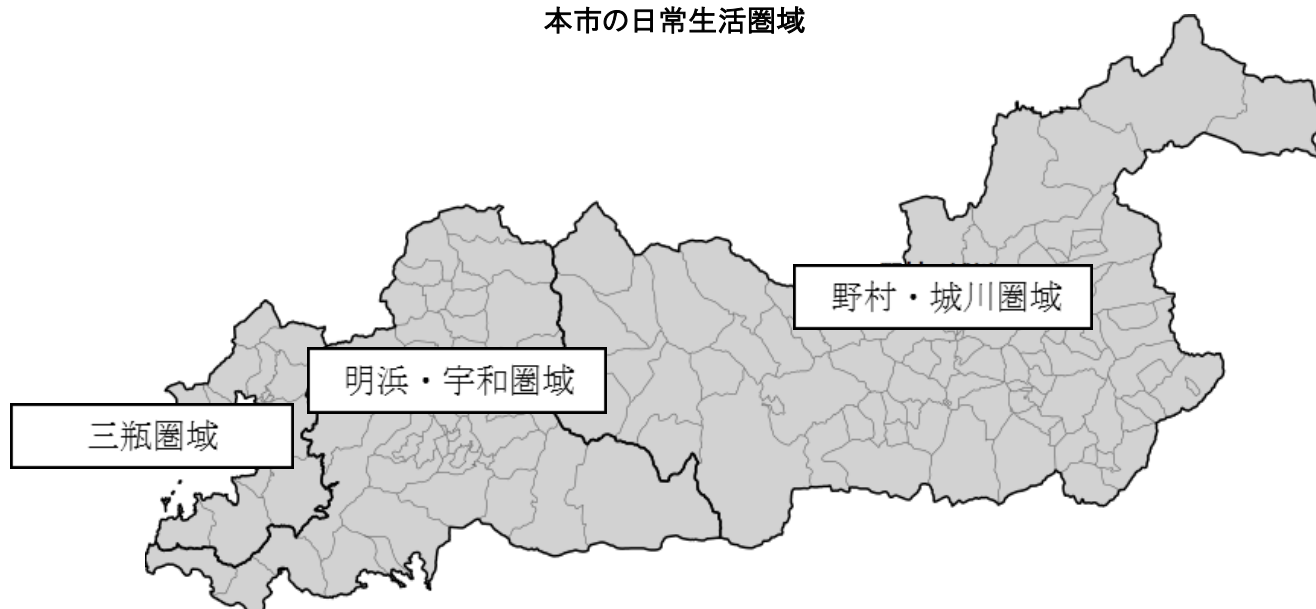
多種多様な介護保険サービスが安定的に提供されるまちを目指します。

1. 持続可能な介護保険の運営	(1) 介護保険サービス提供の充実
	(2) サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実
2. 家族介護者への支援	

3. 日常生活圏域

本市では、高齢者が要介護となっても住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況などを総合的に勘案し、「明浜・宇和圏域」「野村・城川圏域」「三瓶圏域」の3つの圏域を設定してきました。本計画においてもこれを継承することとします。

本市の日常生活圏域



各日常生活圏域の人口

	明浜・宇和圏域			野村・城川圏域			三瓶圏域
	計	明浜地区	宇和地区	計	野村地区	城川地区	三瓶地区
総人口	19,505 人	3,011 人	16,494 人	10,861 人	7,680 人	3,181 人	6,543 人
高齢者数	7,486 人	1,600 人	5,886 人	5,190 人	3,495 人	1,695 人	3,161 人
高齢化率	38.4%	53.1%	35.7%	47.8%	45.5%	53.3%	48.3%

出典：住民基本台帳（令和2年4月1日時点）

各日常生活圏域の施設・居住系サービスの整備状況

	明浜	宇和	野村	城川	三瓶
介護老人福祉施設（地域密着型含む）	85	104	100	50	50
介護老人保健施設	0	110	100	0	80
介護療養型医療施設・介護医療院	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護（混合型特定施設）	30	80	0	70	0
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	18	108	81	18	36
計	133	402	281	138	166

出典：西予市（令和3年3月31日時点）

身近な地域における地域活動をさらに展開するに当たり、本市は地域づくり組織を単位として取り組みを進めています。今後も地域が主体的に生活課題を把握し、地域自らが解決して生活の質を高める支え合い(共助・互助)を推進していきます。

各地域づくり組織の状況

	圏域名	旧町名 (中学校区)	地域づくり組織名	公民館名
1	明浜・宇和 圏域	明浜町	俵津スマイル-いいまちづくり隊-	俵津公民館
2			かりとりもさくの会	狩江公民館
3			高山・宮野浦地域づくり協議会	高山公民館
4			大崎振興会	田之浜公民館
5		宇和町	多田だんだんプロジェクト	多田公民館
6			中川地区団体連絡協議会	中川公民館
7			石城ロマンの里応援隊	石城公民館
8			宇和地域づくり協議会	宇和公民館
9			田之筋地域づくり協議会	田之筋公民館
10			下宇和地域づくり協議会	下宇和公民館
11			明間地域づくり会	明間公民館
12	野村・城川 圏域	野村町	野村地域自治振興協議会	野村公民館
13			湊筋自治振興協議会	湊筋公民館
14			中筋地区自治振興会	中筋公民館
15			大和田地区むらおこし会	大和田公民館
16			横林自治振興協議会	横林公民館
17			惣川自治振興会	惣川公民館
18		城川町	遊子川地域活性化プロジェクトチーム	遊子川公民館
19			土居ふるさと創生会	土居公民館
20			高川地域づくり会	高川公民館
21	魚成地域振興会		魚成公民館	
22	三瓶 圏域	三瓶町	みかめやってみん会	三瓶東公民館
23			にきぶ地域づくり会	三瓶北公民館
			周木ビリ島むらおこし会	
24			蔵小校区ふるさと振興会	三瓶南公民館
	下泊地域づくり振興会			

第5章 重点プログラム ～自立支援・重度化防止・給付適正化連動プログラム～

1. 重点プログラムの目的

本市は、高齢者人口が減少局面に入っていますが、介護給付費等に要する費用は今後も増加が見込まれています。介護を必要とする人が増大する一方で、その支え手が減少することは、市民の負担となる介護保険料の増大につながるだけでなく、介護保険運営そのものの持続性を脅かすものです。

こうしたことから、本市においては高齢者の自立支援・要介護状態の重度化防止に向けた取組み及び介護給付適正化を一体的に捉えた施策推進が一層重要になると考えられます。

本プログラムは、市民の適正な介護サービス利用を促進しながら、給付を適正化することを主な目的とし、介護保険運営の持続性を確保するとともに負担可能な保険料を維持するためのものであり、単に給付の抑制を意味するものではありません。介護を必要とする人が適切な介護サービスを受けられる環境を維持するため、サービスの適正利用を推進するためのものです。

第7期計画においては、その趣旨と取組みを広く市民に周知する観点から、重点プログラムをさらに詳記した「西予市介護給付適正化計画」を別策定しましたが、本計画においては統合を図り、一体的推進を図ります。

重点プログラムを通じて得られるもの

- i) 利用者の自立支援に向けて、必要かつ適切なサービスの提供につながる
- ii) 過剰な介護サービスの提供等必要性の低いサービス給付が抑制され、費用の効率化、ひいては、介護保険料の上昇の抑制につながる
- iii) 限られた社会資源[※]の効率的・効果的な活用が図られ、介護を社会全体で支える介護保険制度の信頼性や持続可能性が高まる

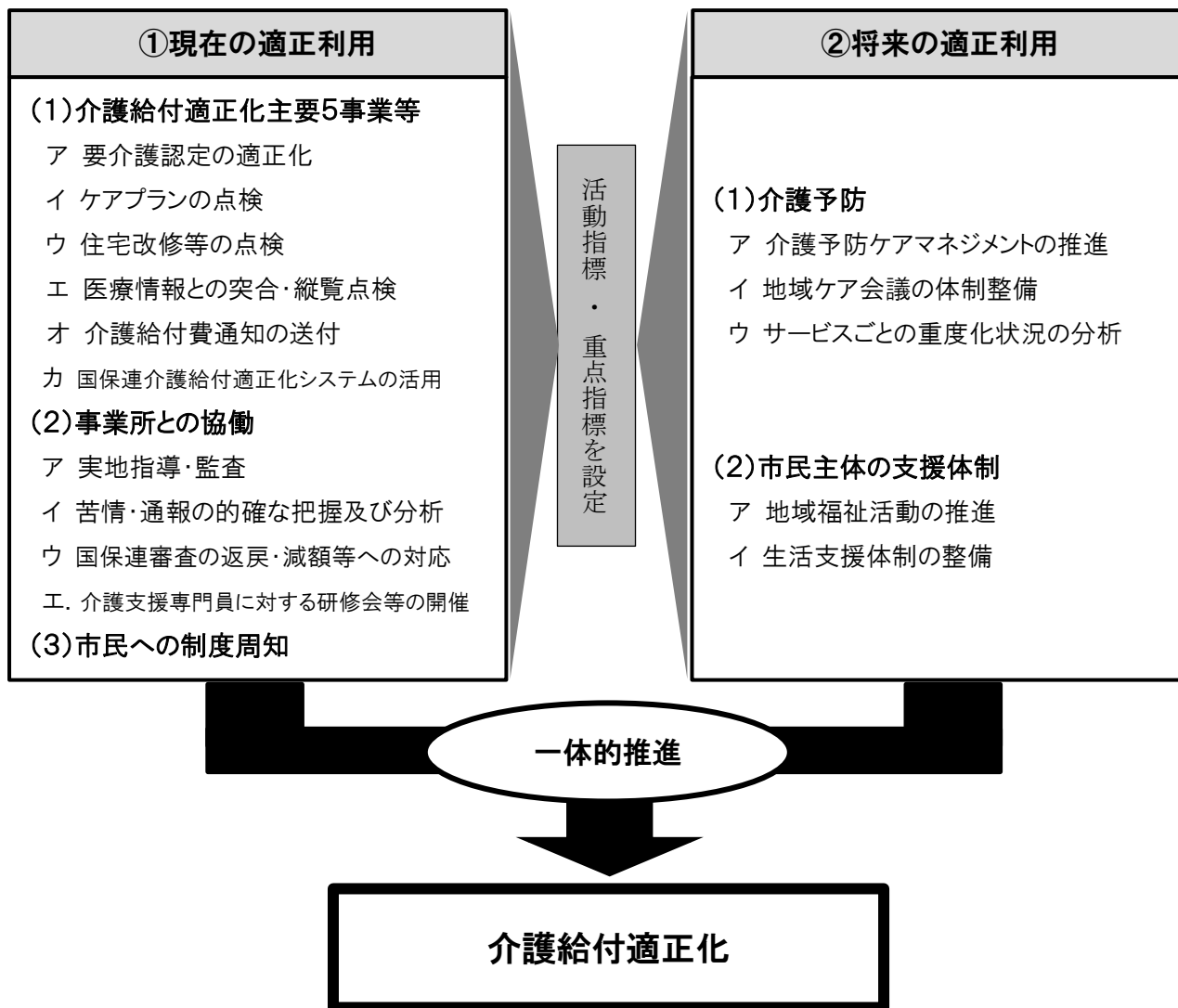
※ 社会資源：人々の生活の諸要求の充足や問題解決に取り組む人材、支援制度、サービス、機関等の総称。

(例：介護人材、ボランティア団体、サロン活動等)

2. 重点プログラムの方針

本プログラム推進に当たり、「現在の適正利用」、「将来の適正利用」の2つの視点で取組みを位置づけます。その主な内容は次のとおりです。

重点プログラム推進のイメージ



① 現在の適正利用に向けて

令和2(2020)年9月に厚生労働省より発出された「第5期(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)介護給付適正化計画」に関する指針を踏まえるとともに、県が令和3(2021)年3月に策定した「第5期愛媛県介護給付適正化計画(計画期間令和3(2021)年度から令和5(2023)年度)」との整合を図りながら、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知の送付の主要5事業を着実に実施します。

②将来の適正利用に向けて

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って在宅生活を継続する支援として、介護予防や生活支援を推進し、高齢者本人の有する能力や地域の実情に応じた適正なサービス利用に繋がります。

また、「西予市型共生社会の実現」に向けて、障がい者や子どもなど、地域における支援が必要な人全ての支援につながることを念頭におき、市民主体の支援体制づくりに取り組めます。

3. 重点指標

本プログラムの指標を次のとおり設定し、毎年進捗確認を行い、本プログラムのPDCAサイクルに繋がります。

指標	実績見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標の意味
新規要介護認定者(要介護1～5)の平均年齢	84.6歳 (令和元年度)	平均年齢低下の防止			自立支援・重度化防止の成果
ふれあいいきいきサロンの数	124 (令和2年度)	124	124	124	介護予防の場の確保
新規ケアプランを点検する件数	190	200	200	210	適正なサービス提供
リハビリテーション専門職による市民主体の通いの場への支援回数	13回 (令和元年度)	13回以上	13回以上	13回以上	介護予防のためのリハビリテーション推進
週1回以上、なんらかの地域活動をしている割合 (アンケート調査を毎年実施)	20.5% (令和元年度) 21.7% (令和2年度)	21.5%	22.0%	22.5%	自立支援に向けた閉じこもり防止の成果
地域ケア会議の体制整備	現状の体制から整理案を検討している	以下に該当する、全ての会議の実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進会議(専門職による政策検討) ・在宅医療・介護連携に向けた会議もしくは部会 ・認知症対策の会議もしくは部会 ・生活支援の会議もしくは部会 ・個別ケースの検討会 (会議体数や回数は問わず、全市域を網羅していることが条件) 			効果的・効率的な多職種連携の推進の成果

第6章 推進する施策

基本目標1 高齢者が元気なまち

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

施策方針

本市が取組んでいる地域包括ケアシステムとは、高齢者が有する能力に応じて必要な支援・サービスを適正に利用しながら、住み慣れた地域で在宅生活を継続できる“地域づくり”と“人づくり”のことを指します。

本計画第5章の重点プログラムにおいて、将来の適正利用のための施策のひとつとして介護予防を掲げていますが、高齢者一人ひとりの自立支援・重度化防止のために介護予防に取り組むことは、個人の人生の幸福のみならず、地域コミュニティの強化や介護保険の持続性確保等、本市全体の利益につながると考えられます。

こうしたことから、介護予防の推進は、本計画において最も重要な施策といえます。

介護予防において重要なことは、高齢者一人ひとりが日常的に継続できることです。そのため、市民主体の取組みということを重視しながら、要支援(要介護)認定者だけではなく全ての高齢者を対象として、介護予防と保健事業を一体的に推進します。

【介護予防推進の基本的な視点】

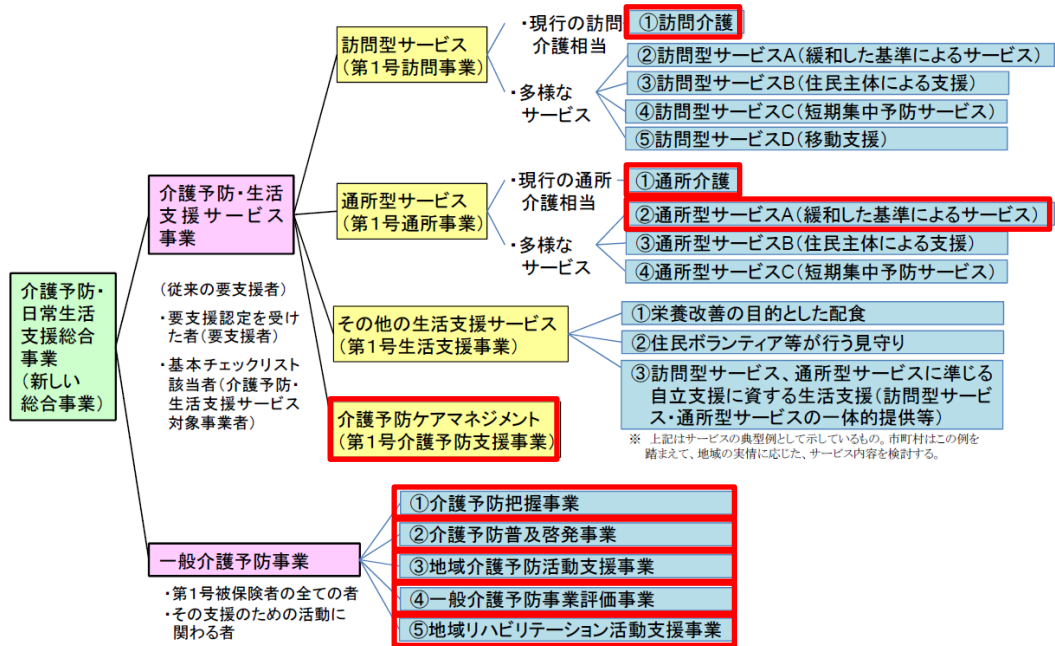
- 高齢者本人の介護予防・健康増進を目的としたアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、「心身機能」「活動」「参加」のバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を検討する。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、歩いて行ける身近な通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が波及的に拡大していくような地域づくりを推進する。推進に当たっては、現在運営されているサロンや地域づくり組織等の取組みを活かしながら、必要に応じて新たな場の立ち上げ等を検討する。
- リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組みを通じ、地域の介護予防リーダーを育成することで、市民主体の介護予防活動を推進する。また、介護予防リーダー等の市民との協働のもと、自立支援型の介護予防PDCAサイクルを確立する。

(1)介護予防・日常生活支援総合事業の推進

現 状

■介護予防・生活支援サービス事業については、訪問介護、通所介護、通所型サービスAを実施しています。介護予防がより身近で市民主体の取組みとなるよう、通所型サービスAをさらに拡充していく必要があります。

介護予防・日常生活支援総合事業の構成



太枠 は、令和2年度現在、本市で実施中の事業。
 全て実施する必要があるのではなく、実情に応じて制度を活用することが重要。

■地域での市民主体の取組みに繋げるために、各地区で介護予防の普及啓発に取り組んでいます。また、地区サロン活動への協力や、地区健診等の機会に健康相談・健康教育を実施するなど、多様な機会を捉えて介護予防と健康管理の一体的な普及啓発を実施しています。

■地域における市民主体の介護予防活動を継続的なものにするためには、介護予防の趣旨を理解し、地域で活動を推進する人材の養成が必要です。このため、介護予防サポーター養成講座等を実施し、人材育成に取り組んでいます。

■利用者の自立支援・重度化防止に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」を意識した介護予防ケアマネジメントに取り組んでいます。

利用者本人・家族及び関係する事業者・団体が自立支援・重度化防止の趣旨を理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用できることが重要であり、適切なアセスメントや利用者の状況を踏まえた介護予防ケアプラン作成を推進する必要があります。

地域介護予防活動支援事業の活動実績

		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込	
介護予防活動支援事業(三瓶)※		実施回数	79回	67回	50回
食生活改善推進協議会事業	リーダー養成事業	実施回数	3回	54回	未定
	中央伝達講習会・中央研修会	実施回数	15回	15回	未定
	地区伝達講習会	実施回数	113回	95回	未定
介護予防サポーター養成講座		実施回数	1コース5回	2コース10回	1コース6回
		介護予防サポーター数	43人	30人	16人

※三瓶地区の介護予防活動支援事業は、令和3(2021)年度より段階的に自主活動へ移行予定。

方針と取組み

介護予防活動は、高齢者それぞれの生活の中で習慣的・日常的に実施していくことが最も重要です。そのための活動は、行政主導の取組みだけでは不十分であり、市民の主体的な参加が不可欠です。要介護認定を受けた方だけではなく、広く高齢者全体を対象にして、身近な場所での市民主体の取組みを促進します。

No.	項目	内容
1	介護予防ケアマネジメント 【重点プログラム】	要支援1・2及び総合事業対象者に対し、公的サービスだけでなく地域のインフォーマルサービスも考慮した介護予防ケアプランを作成し、自立支援・重度化防止に向けた支援を行います。 また、介護予防ケアプラン作成時には本人をまじえ、自立支援につながったかどうかのモニタリング評価を実施します。加えて、福祉用具購入及び住宅改修についても同様のスキームでケアマネジメントを行います。
2	訪問型サービス (第1号訪問事業)	訪問介護員による身体介護や生活援助のほか、多様な主体による日常生活上の支援を提供します。 適切なケアマネジメントを通じて、自立支援に資する訪問型サービス提供に努めます。
3	通所型サービス (第1号通所事業)	介護予防を目的として施設に通い、生活機能向上のための訓練を実施するほか、多様な主体によるつどいの場や日常生活上の支援を提供します。 適切なケアマネジメントを通じて、自立支援に資する通所型サービス提供に努めます。
4	介護予防把握事業 ※介護予防評価事業と併せて実施	65歳以上の要介護1～5の認定を受けていない人を対象に、アンケートを実施し、介護予防・重度化防止に関する課題や地域課題の特定を行います。そのほか、民生委員からの連絡体制などから介護予防事業の対象者を把握します。

No.	項目	内容
5	介護予防普及啓発事業 【拡充】	健康教育、健康相談等の取組みを通じて介護予防に関する活動の普及・啓発を行い、市民が自ら介護予防に取り組む機運づくりに努めます。
6	地域介護予防活動支援事業 【拡充・重点プログラム】	<p>地域における市民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。</p> <p>そのため、介護予防サポーター養成講座及び介護予防サポーター養成講座スキルアップ教室、講座受講修了生ボランティアリーダー交流会を推進し、介護予防に資する知識・技術を普及啓発するとともに、ボランティア等の人材を育成し、地域の介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行います。</p> <p>また、現在取り組んでいる「生き生きせいよポイントボランティア事業」を、全市的な取組みに繋げるため、西予市社会福祉協議会と協力して推進します。</p>
7	介護予防評価事業 【拡充】	自立支援・重度化防止の取組みの推進に向け、重点プログラムに掲げる重点指標等について、アンケート調査等で評価を行い、目標値の修正や計画のモニタリングを行います。
8	地域リハビリテーション活動支援事業 【拡充】	市民の通いの場や地域ケア会議、個別ケース検討会等にリハビリテーション専門職等が定期的に参加し、指導、助言等を行うことで、市民主体の介護予防の取組み及び自立支援に向けたケアプラン作成を推進します。

(2)健康づくりと疾病予防の促進

現 状

■今回の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における、一般高齢者のBMIをみると、「肥満」、「高度肥満」の合計値が減少し、「低体重」(BMI18.5未満)が増加しています。高齢者の中でも、後期高齢者の比重が高まるのに伴い、栄養リスクが高くなっていることがわかります。

BMIの前回調査との比較

	回答者 (人)	低体重 (BMI18.5未満)	普通体重 (BMI18.5～25未満)	肥満 (BMI25～30未満)	高度肥満 (BMI30以上)	無回答
今回調査	679	7.8%	65.8%	17.2%	1.8%	7.4%
前回調査	684	5.3%	66.3%	19.2%	1.5%	7.7%
前々回調査	601	4.8%	64.6%	16.5%	2.5%	11.6%

出典:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

■要介護認定の新規申請において、介護が必要となった原因として、男性では脳血管疾患、女性では筋骨格系疾患、また男性女性ともに多いのが認知症となっています。このことから、疾病予防として生活習慣病対策による血管系の疾患対策、介護予防として認知症やフレイルの予防に取り組んでいく必要があります。

■ 40～74 歳の本市国民健康保険加入者の生活習慣病予防を目的に策定した「第 2 期保険事業実施計画(データヘルス計画)及び第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査(特定健診)受診率及び特定保健指導実施率向上を図っています。特定健診とは、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や予備群を発見するための健康診査であり、健診結果により有所見となった場合は、レベルに応じた特定保健指導を行います。

現状では特定健診受診率は横ばいですが、保健指導率は向上しており、有所見の方への対応は充実してきていると考えられます。

今後さらに、市民の健康づくりや生活習慣病の関心を高め、若年期・壮年期の特定健診受診率の向上及び未受診者対策の強化に繋げることが重要です。

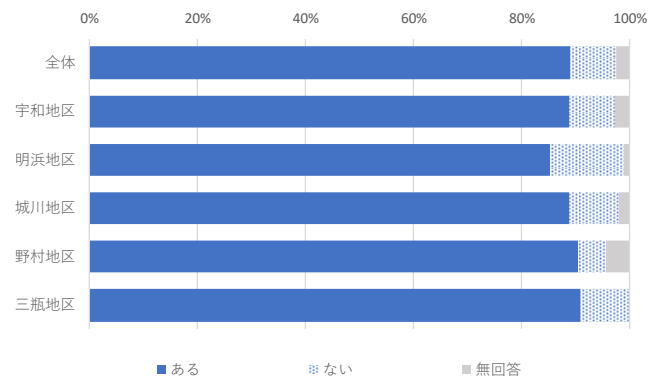
■ 高齢者の定期的な健康管理を促進するためには、特定健診の受診率向上だけでなく、かかりつけ医の普及も重要です。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によれば、要介護認定を受けていない高齢者が医療機関に定期通院している割合は、地区により差がありました。

かかりつけ医の普及に当たっては、地域による条件の差を考慮して、周知啓発等を推進する必要があります。

かかりつけの医療機関がある割合

地区	人数 (人)	割合(%)		
		ある	ない	無回答
全体	679	89.1	8.5	2.4
宇和地区	144	88.9	8.3	2.8
明浜地区	102	85.3	13.7	1.0
城川地区	144	88.9	9.0	2.1
野村地区	189	90.5	5.3	4.2
三瓶地区	100	91.0	9.0	0.0

出典:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査



■ 本市では「全ての市民が元気で安心して生活できる活力ある社会」を目指し、健康寿命の延伸、生活習慣病予防、筋骨格系機能の維持・向上、こころの健康等の施策・事業について定めた「第2次西予市健康づくり計画 2025“元気だ！せいよ”」(平成 28(2016)年度～令和7(2025)年度)のもと、市民の健康増進に取り組んでいます。

同計画において、市民自らが主役となった健康づくりが基本方針のひとつに位置づけられており、市民主体の取り組みが不可欠な介護予防活動と一体的に推進する必要があります。

■ 令和2(2020)年、世界的に新型コロナウイルスが蔓延し、感染症対策に対する市民の意識が大きく変わっています。今後、対策が確立された後も、新たな感染症が発生する可能性があり、感染症対策を徹底した生活様式の啓発に取り組む必要があります。

方針と取組み

生活習慣の改善についての啓発等、市民一人ひとりが日常生活の中で自身の健康を維持するための支援を行うとともに、特定健康診査やがん検診等の受診勧奨及びかかりつけ医の普及を推進し、市民自身による定期的な健康管理を促進します。

No.	項目	内容
9	西予市健康づくり計画の推進	市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むとともに、地域全体でこれを支援する環境を整備し、個人の健康の実現及び社会全体の健康度を高めます。
10	特定健康診査の実施	高血圧や糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するため、メタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施します。また、未受診者の受診勧奨を推進します。
11	特定保健指導の実施	メタボリックシンドロームに着目し、対象者の個別性を重視して、生活習慣の改善に重点を置いた保健指導を行います。
12	がん検診の実施	がんの早期発見・早期治療を目的に、各種がん検診を実施するとともに、受診勧奨に取り組めます。
13	かかりつけ医の普及	市民一人ひとりが定期的に自身の健康を管理するため、かかりつけ医の重要性について啓発し、定期的な医療機関受診を促進します。
14	西予市健幸ポイント事業【新規】	健康診断の受診や30日間チャレンジ（健康づくりに関する目標を立て30日間取り組む）等、市民が行う健康づくりに対してポイントを付与することで、市民の健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣の定着を支援します。
15	感染症対策を徹底した生活様式の啓発【新規】	新型コロナウイルスに限らず、感染症の罹患や市中における拡大を防止するため、感染症対策を徹底した生活様式の啓発を行います。

2. 生きがいつくりと社会参加の促進

施策方針

高齢化の進行により、地区によっては市民の半数以上が高齢者となる状況の中、高齢者自身が知識・技術等を身につけ、地域活動に繋げていくための環境づくりを推進します。

そのために、高齢者自身が年齢にとらわれず、自らの責任と能力において自由でいきいきとした生活を送ること、社会との関わりを持ち続けながら、持てる能力を発揮する意識づくりに取組みます。

(1) 就労的活動の支援

現 状

- 高齢者の社会参加を促進するために、就労だけでなくボランティア等の地域活動を含めた就労的活動を支援します。
- シルバー人材センターは、企業や一般家庭、市・県等の公共団体から臨時的かつ短期的な仕事を請け負い、会員に提供することを目的としています。高齢者の就労的活動支援のための重要な機関であり、受託件数は増加傾向にあります。

シルバー人材センター会員数・受託件数の実績

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込
会員数	166 人	155 人	170 人
受託件数	1,440 件	1,528 件	1,600 件

- 老人クラブ会員によるひとり暮らし高齢者の友愛訪問活動等、地域の見守り活動が行われています。
- アンケート調査等で、地域活動等の社会参加と生きがいの関連を分析していく必要があります。

方針と取組み

就労やボランティア活動など高齢者の主体的な社会参加活動を支援します。

No.	項 目	内 容
16	シルバー人材センターの支援	定年退職者等の高齢者に臨時的かつ短期的、または軽易な業務に係る就業の機会を提供し、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより高齢者の能力を活かした、活力ある地域社会づくりを支援します。
17	高齢者の福祉活動への支援	老人クラブを中心に、ひとり暮らし高齢者の交流会などの福祉ボランティア活動を支援します。

No.	項目	内容
18	高齢者のボランティア活動の推進	介護予防・日常生活支援総合事業、介護支援ボランティア、子ども見守り隊などの地域の安全を守る活動、まちづくりや環境ボランティアなど地域の課題に主体的に取り組む高齢者のボランティア活動を支援します。

(2)多様な活動の支援

現 状

■生涯学習講座は年度当初に打ち合わせ会を行い、受講生で年間計画を立て実施しています。世代間交流会では保育園児や小学生との交流を行っています。

また、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業では、軽スポーツ・健康体操など多様な教室の開催に努めています。高齢者の生きがいづくり関連事業と介護予防・健康づくり関連事業が連携することによって、より事業効果が高まると考えられることから、公民館等と地区の活動の連携を深めていく必要があります。

生きがいづくり関連事業の実績

		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込
生涯学習講座	開催数	24回	22回	22回
	参加延べ人数	505人	443人	469人
世代間交流事業	開催数	13回	10回	14回
	参加延べ人数	484人	390人	607人
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	開催数	88回	47回	75回
	参加延べ人数	1,631人	699人	1,619人

■老人クラブは、介護予防や健康増進等の場としての機能も期待できるため、地域における役割は重要ですが、単位老人クラブ及び会員数は減少傾向にあります。

老人クラブ数の推移

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込
単位老人クラブ数	137クラブ	130クラブ	126クラブ
会員数	6,022人	5,625人	5,358人

方針と取組み

いつでも、どこでも、誰でも参加できる高齢者のニーズに対応した多様な学習や生涯スポーツの機会を提供するとともに、高齢期を楽しく生きがいのある充実したものにするため、趣味の講座や学習機会も提供します。これらについては、広報誌や市ホームページ等を通じて情報提供の充実にも努めます。

No.	項目	内容
19	生涯学習講座の充実	高齢者の多種多様な生活課題を主体的に解決するための必要な知識や教養を身につけるよう生涯学習講座、仲間と趣味を学習する講座など高齢者の生きがいを推進します。また、高齢者学級など高齢者の学習意欲に応え、日頃の学習成果を発表する場も提供します。
20	世代間交流事業	高齢者の生きがいをづくりや社会参加の促進の観点から、高齢者と子ども、親など三世代が交流する事業を推進し、高齢者の豊かな知識・経験を活かせる機会を増やします。
21	高齢者の生きがいをづくりと健康づくり推進事業	自然体験学習や木工教室を通じた小学生と高齢者の交流、軽スポーツを通じた健康増進、趣味の会活動を通じた親睦など、高齢者の生きがいと健康づくりを推進します。
22	総合型地域スポーツクラブの推進	地域において、地域が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブを推進し、世代を超えてスポーツを行うことで体力、健康増進を図りながら、地域コミュニティの形成を推進します。
23	老人クラブへの支援	高齢者の知識と経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢者の生活を豊かにするとともに、明るい長寿社会づくりを実現するよう、魅力ある活動によって老人クラブ会員の増加と活性化を支援します。
24	敬老活動支援事業	75歳以上の人を対象として、各地区が行う敬老事業に対して補助金を交付し、活動を支援します。

基本目標2 いつまでも安心して暮らせるまち

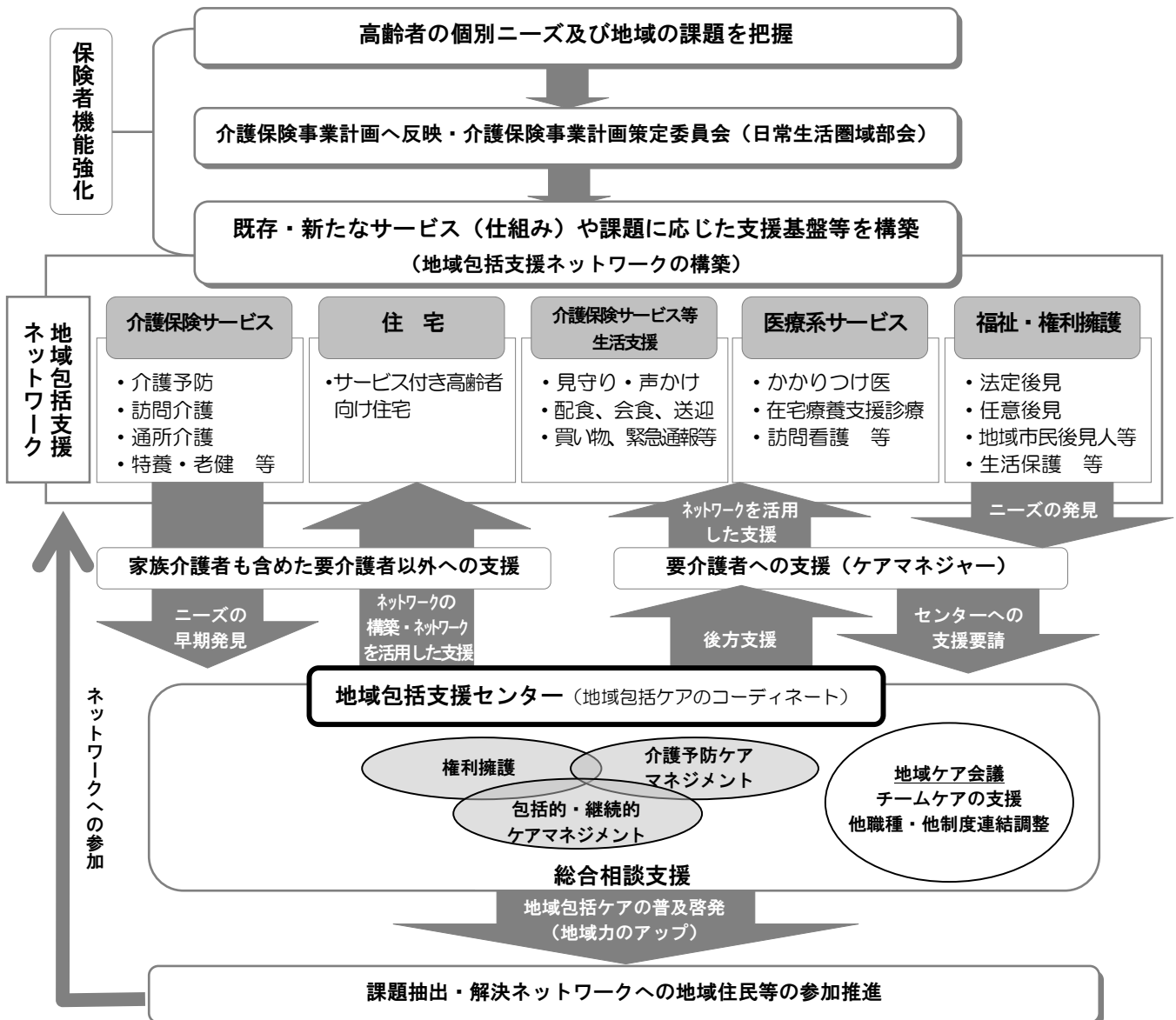
1. 地域包括ケアシステムから西予市型共生社会の実現へ

施策方針

これまで本市が地域包括ケアシステムの構築に向けて取組んできた“地域づくり”と“人づくり”により、介護・医療・福祉だけでなく地域も連携してともに支え助け合う体制整備は進んでいるといえます。今後は、これまでの成果を踏まえ、地域包括ケアシステムを本市の実情に即したものに深化・推進する必要があります。

そのため、これまで以上に本市は、地域包括支援センターや社会福祉協議会、その他関係機関と連携しながら、切れ目ない支援体制の確立に取り組めます。

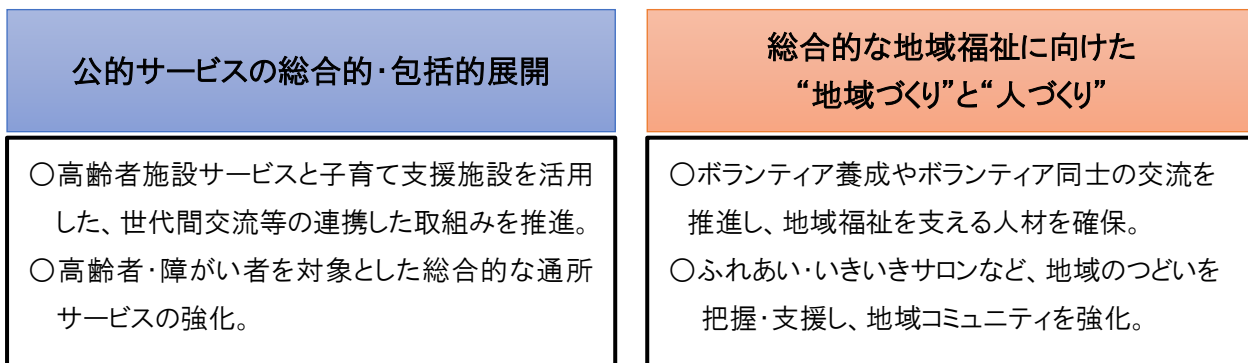
地域包括ケアシステムのイメージ図



また、人口減少・高齢化により、今後さらに福祉を支える人材の不足が進むことが考えられることから、支援対象を高齢者のみに限定した地域包括ケアシステムではなく、障がい者支援や子ども・子育て支援等の福祉分野を総合的に捉えた支援体制(地域共生社会)を推進していかなければなりません。

本市においては市・地域包括支援センター・社会福祉法人の間で、顔の見える関係性が構築されており、それを活かしてこれまで地域包括ケアシステムを構築してきました。今後、こうした強みをさらに活かし、高齢者・障がい者・子どもなど支援が必要な市民全てを対象とした、地域そのものを支援する福祉体制を展開し、西予市型共生社会の実現を目指します。

「西予市型共生社会」の実現に向けた取組み

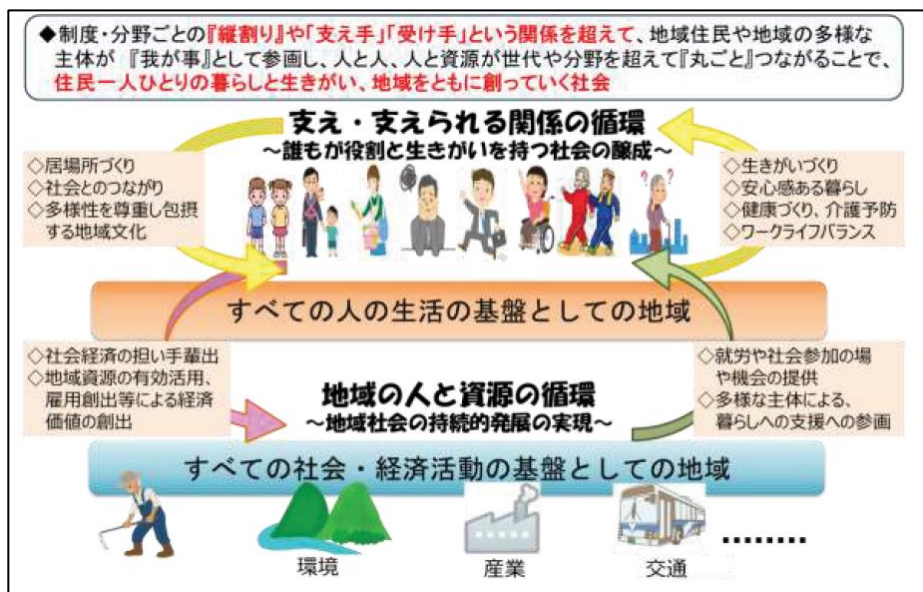


西予市型地域共生社会に向け、 市・事業者・団体・地域・市民の取組みの一体的推進

※「公的サービスの総合的・包括的展開」については、基本目標3の施策として位置づけます。

【参考】地域共生社会のイメージ

出典：愛媛県高齢者保健福祉計画
及び介護保険事業支援計画



(1) 包括的支援事業の充実

現 状

- 本市では地域包括支援センターを委託により設置しており、本所・支所ともに保健師・社会福祉士・介護支援専門員を配置し、「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」等を中心に、チームアプローチで高齢者支援を行っています。

継続的な取組みにより地域包括支援センターの認知度も高まっており、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においてもそれがみてとれました。

本市の地域包括支援センターの設置状況

地域包括支援センター	所在地
西予市地域包括支援センター 本所	西予市野村町野村12-15
西予市地域包括支援センター 支所	西予市宇和町卯之町四丁目746

地域包括支援センターの認知状況

前回調査	今回調査
61.6%	65.1%

出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- 総合相談支援及び権利擁護では、相談来所だけでなく、地域や専門職等からも情報収集を行い、潜在事例の積極的な把握に努めています。今後、処遇困難事例に対する効果的な対応を、関係機関や地域と共有していくため、対応のフロー化を図ります。

地域包括支援センター相談件数

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込
相談件数(総合相談支援事業)	1,368件	1,259件	1,300件
権利擁護相談対応件数	55件	33件	35件
虐待対応件数	25件	7件	10件

- 地域包括支援センター運営協議会において、毎年度、実績報告と運営方針の報告を行っています。第三者評価もまじえた業務のPDCAサイクル推進に取り組んでいます。

- 国において検討されている重層的支援体制構築支援事業について、詳細が明らかになった際には、本市に適した形で柔軟に対応する必要があります。

方針と取組み

高齢者一人ひとりの課題を的確に把握し、多職種連携による課題への取組みを推進する包括的・継続的ケアマネジメントを推進するためには、今後一層、地域包括支援センターの機能強化に取り組む必要があります。

市民の課題及び地域課題の把握から、適切な支援・サービスに繋ぐ一連のフローを確立し、関係機関や地域と共有することで、切れ目ない支援を推進します。

No.	項目	内容
25	地域包括支援センターの機能強化【拡充】	<p>基本となる業務や役割について、広く市民に周知を図り、機能が効果的・効率的に実施できるよう、定期的に連絡会を行い、方針を共有しながら多職種連携による機能強化を推進します。</p> <p>適切な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会等で市や第三者による定期的な評価を行い、業務のP D C Aサイクルに繋がめます。</p>
26	総合相談支援事業【拡充】	<p>高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関、または制度の利用に繋げる等の支援を行います。</p> <p>また、分野横断的な課題を把握した際には、地域包括支援センター及び行政、関係機関等と連携をとり、適切な支援・サービスに繋がめます。</p>
27	権利擁護のための援助【拡充】	<p>高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への入所措置、高齢者虐待等の困難事例への対応を行います。</p>
28	包括的・継続的ケアマネジメント支援【拡充】	<p>高齢者の状態の変化に対応したケアマネジメントの推進のため、I C T等を活用して連携体制等の確立を図ります。</p> <p>介護支援専門員（ケアマネジャー）、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携、地域において多職種相互の協働等による連携等、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行います。</p>

(2)在宅医療・介護連携の推進

現 状

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者を地域で支えていくためには、医師や歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職等によって提供される在宅医療と、介護支援専門員などの介護関係職種によって提供される介護サービスが一貫性を持って提供されることが重要であるとされています。
- 在宅医療・介護連携推進事業の主要8項目についての現状は、次のとおりです。今後、本事業を委託している地域包括支援センターと緊密な連携をとりながら、さらに事業を推進していく必要があります。

項 目	内 容
(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	最新情報を「高齢者サービスガイドブック」を更新し、医療機関や介護保険事業者等に配布しました。
(イ) 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討	地域個別ケア会議で抽出された課題と対応策について検討しています。また両公立病院との連絡会を開催しています。
(ウ) 切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	八幡浜保健所管内で統一した退院支援ルールの運用を行い、入院から在宅での療養へ移行する際の医療と介護の連携に努めています。
(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	在宅・介護連携シートを活用し、在宅の方が入院時に必要とされる情報を、介護支援専門員と病院が共有し、円滑な連携に繋げています。
(オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援	地域包括支援センターに、在宅医療・介護連携支援センターを設置し、支援者のスキルアップを図りながら円滑な在宅医療・介護の連携に取り組んでいます。また、クラウドシステム「kintone」を活用し、市内の多職種間の情報共有を図り、連携を深めています。
(カ) 医療・介護関係者の研修	両公立病院・地域包括支援センターが中心となって、医療・介護関係者、他職種が参加できる研修会を実施しています。
(キ) 地域住民への普及啓発	市民講座等を実施することで、在宅医療や介護についての普及啓発を行っています。

※(ア)～(キ)は、国の示す在宅医療・介護連携推進事業との対応。

方針と取組み

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職、介護支援専門員などの多職種が一堂に会する協議の場の設置等により、高齢者の退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で医療と介護の連携を図ることのできる体制づくりを進めます。

No.	項目	内容
29	医療・介護サービス 資源把握事業	地域の医療・介護連携に資する社会資源情報について今後も把握し管理することに努めます。 (ア) 【地域の医療・介護の資源の把握】
30	医療・介護連携推進会議 事業【拡充】	保健・医療・介護等の多職種が一堂に会し協議することにより、地域の課題抽出、共有を図るとともに、対応策、地域づくり資源の開発に努めます。 (イ) 【在宅医療・介護連携の課題と抽出】 (ウ) 【切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進】
31	在宅医療・介護連携支 援センター事業【拡充】	地域の在宅医療・介護連携の課題について、医療・介護関係者等を対象として、在宅医療・介護連携支援センター（地域包括支援センター）が相談窓口となり、連携促進を図ります。 (オ) 【在宅医療・介護関係者に関する相談支援】
32	在宅医療・介護サービス 情報共有支援事業 【拡充】	情報共有のための連携ツールの活用や、退院支援の連携強化により、在宅医療・介護の円滑な連携体制を確立し、在宅療養環境の向上を図ります。 退院支援ルールや在宅・介護連携シートを運用しながら、地域の実情に即した手法を継続的に協議します。 (エ) 【医療・介護関係者の情報共有の支援】
33	在宅医療・介護関係者研 修事業【拡充】	医療関係者への介護研修会や介護関係者への医療研修会を行うとともに、医療・介護関係者による多職種連携に関するグループワーク等の研修を行います。 (カ) 【医療・介護関係者の研修】
34	在宅医療・介護普及啓発 事業【拡充】	市民が安心して在宅生活が送れるよう、在宅医療・介護について広報やパンフレット活用と市民講座等の開催により普及啓発を行います。 (キ) 【地域住民への普及啓発】

※【 】は、国の示す在宅医療・介護連携推進事業との対応。

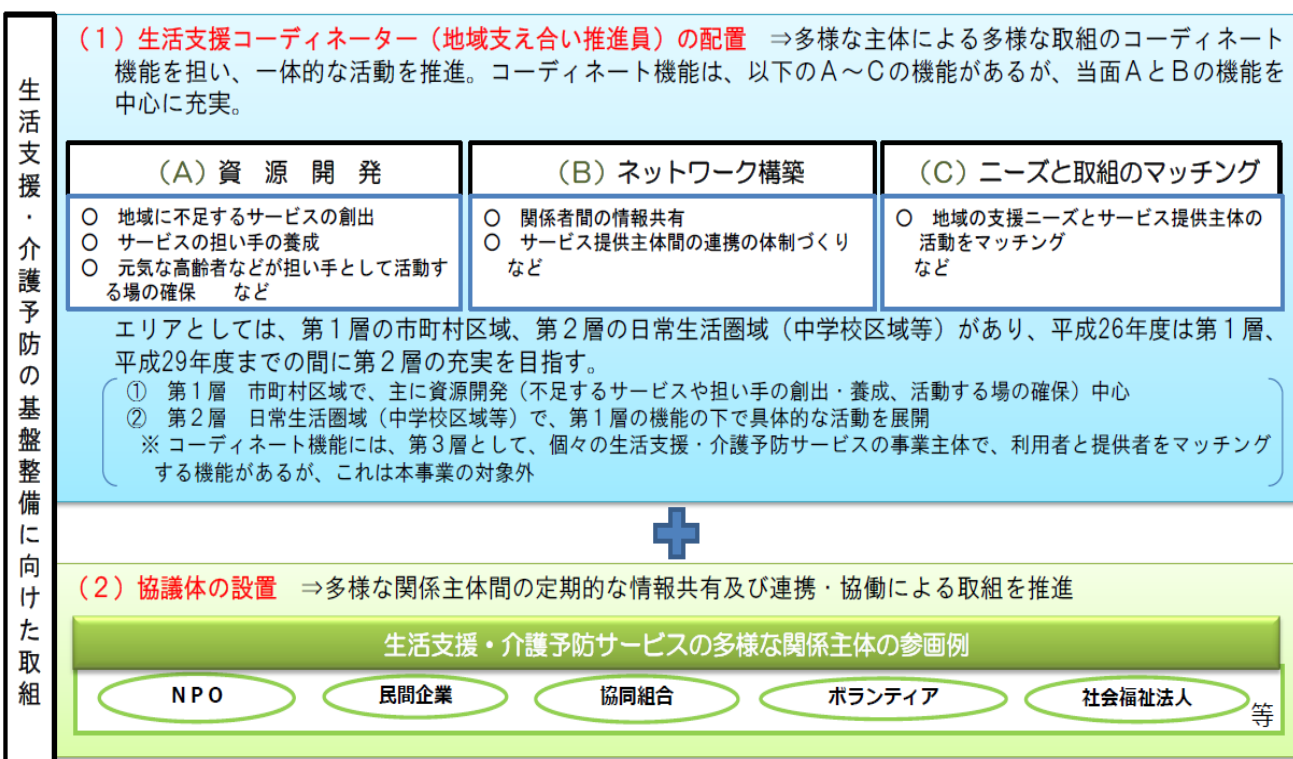
(3)生活支援・介護予防サービスの基盤整備

現 状

■単身世帯や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が今後も増加していくものと予測されて、高齢者が地域で生活を継続していくためには生活支援サービスが求められます。そのためNPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業と連携しながら、多様な支援を行う必要があります。

また、地域課題と適切な生活支援を検討する協議体は、第1層・第2層のいずれも設置しており、継続的に地域課題への対応を検討する必要があります。

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割



出典：厚生労働省資料

■高齢者が高齢者を支える担い手の一員として生活支援に取組むことで、介護予防効果も見込まれることから、本市は生活支援と介護予防活動の担い手確保を一体的に進めています。介護予防サポーター養成講座修了者によるボランティア活動や、西予市健幸ポイント事業により市民の活動が評価される仕組みの確立等、高齢者同士が支え合う地域づくりに取組んでいます。

■本市では、“みんながささえあい くらして安心が体感できるまちづくり”を基本理念に掲げた西予市地域福祉計画のもとで、福祉施策が推進されています。社会福祉協議会による地域福祉活動計画とあわせて、西予市型共生社会の実現に向けて、従来の福祉の枠組みにとらわれずに支え合う“地域づくり”と“人づくり”を推進する必要があります。

■ 地域課題の解決に向けて、地域の自由な発想により活用することのできる「せいよ地域づくり交付金事業」を実施しています。地域づくり組織は、市内 27 の地域に設置されています。各地区で魅力ある活動を実施していくために、地域で話し合いを重ねて「地域づくり計画書」を策定しています。また地域づくり組織と行政との協働のまちづくりを促進するため、各地域づくり組織に2名程度の地域担当職員(市職員)を配置しています。

■ 地域におけるサロンやその他自主的な活動は、見守りや介護予防活動につながる重要な地域資源であるため、把握のできていない市民の自主的な取組みについてあらためて把握を進め、多様な取組みへの展開を図ります。また、既存のサロンについては、マップを作成し地域に頒布を行っており、今後も高齢者がつどいやすい情報提供に努める必要があります。

ふれあい・いきいきサロンのマップ

ふれあい・いきいきサロン事業

- | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①ふれあい・いきいきサロンとは</p> <p>小地域で高齢者と地域の方たちが協働で企画をし、内容を決め、楽しくふれあいながら仲間づくりや生きがいづくりをしていく活動をいいます。</p> | <p>②目的</p> <p>ひとり暮らしであったり、家族がいても、昼間一人きりで会話をする相手もなく、同じこもりがちに暮らしている高齢の方などが、気軽に出かけ、地域の人とふれあうことにより仲間づくりをしたり、地域でいきいきと元気に暮らしているようにすることです。</p> | <p>③効果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生きがいづくり、社会参加への意欲が増す 2. 無理なく体を動かせる 3. 適度な精神的刺激になる 4. 健康や栄養について、意識する習慣がつく 5. 生活のメリハリがつく 6. 同じこもりをふせく 7. 地域のつながりが深まる |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

西予市内のふれあい・いきいきサロン一覧

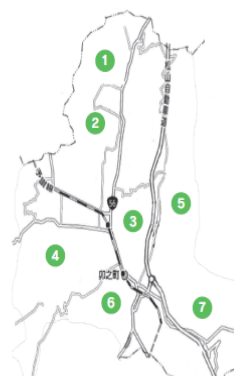
明浜地区



地域	名称
①田之浜	はまっつ会
②高山	高山元気サロン
	浜の和会
③狩系	サロン童の子
	菜の花クラブ
④依津	あけぼの会
⑤渡江	わたりえ会

宇和地区

地域	名称
①多田	久保 久保にこにこ会
	東多田 東多田ゆうゆうサロン
	河内 河内いきいきサロン
	伊延西 伊延西ひだまりの会
②中川	大江 あじさいサロン大江
	加茂 加茂いきいきサロン
	真土 真土いきいきサロン
	奈所 奈所いきいきサロン
③宇和上	上松葉 ニコニコサロン
	若宮岡地ふれあいいきいきサロン
④宇和上	れんげ れんげ きららの会
	下松葉 いきいき松葉会
	ひまわり ひまわりいきいきサロン
⑤宇和上	小野田 おのだにこにこくらぶ
	鬼塚9区 鬼塚9区いきいきサロンわかば会
	郷田地 Go-郷 サロン
	別所 別所いきいきサロン
⑥石城	小原 小原いきいきサロン 藤の会
	岩木 ふれあいいきいきサロン 紅葉会
⑦下宇和	郷内 郷内 すみれ会
	山田 山田コスモス会
	西山田 西山田ひまわり会



地域	名称
⑧田之筋	明石 めいしゅう会
	新城 新城 菜の花会
	伊野・中野 伊野いきいきサロン
⑨宇和上	田野中 田野中いきいきサロン
	明之町1区 金曜会
⑩宇和上	伊賀上 伊賀上いきいきサロン
	稲生 稲生いきいきサロン
⑪下宇和	下川 下川寿会
	下宇和 ほけずの会
⑫下宇和	飯ヶ谷 よりあい

ふれあい・いきいきサロンでどんな活動をしているの？

- 茶話会、食事会
- 季節の行事 (お花見、七夕、いもたき会、しめ縄づくり)
- レクリエーション(ゲーム)
- ものづくり(手芸)
- 他団体と交流(子ども会等)
- 勉強会 (例: 交通安全、健康、特殊詐欺)
- 健康相談・体操
- 環境整備(集会所の清掃、花壇の整備)

※市内で開催されているサロンの情報や路線バス、スポーツクラブ等の情報を「いきいき生活応援帳」としてガイドブックにまとめ、市内に住む高齢者に配布。

■ 地域の自主的な取組みも踏まえ、生活支援・介護予防サービスを確立しながら、地域住民が支え合う体制整備や地域間の取組みをネットワーク化することで、西予市型共生社会に向けたコミュニティの強化を図る必要があります。

方針と取組み

生活支援体制整備事業については、平成 30(2018)年度から市社会福祉協議会に委託しており、緊密に連携をとりながら、体制整備に努めます。

生活支援コーディネーターを中心として、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行いながら、本市全域(第1層)と各地域(第2層)における生活支援体制整備を検討する協議体において、具体的な提供体制の整備に向けた協議を行います。

高齢者を取り巻く地域活動やボランティア活動等の市民主体の取組みを、高齢者を支える重要な役割を果たすものとして位置づけ、活動のための環境整備を推進します。

No.	項目	内容
35	生活支援体制の整備 【拡充 重点プログラム】	生活支援コーディネーターが中心となり、地域資源と地域のニーズのマッチングを進めるとともに、本市として適切な生活支援体制についての協議体を設置して、体制整備を推進します。
36	高齢者の見守りの推進【拡充】	商店や事業者による見守りネットワークを拡充するとともに、行政、自治会、民生委員等がそれぞれの日常業務の中で高齢者等への声かけや見守りを行う組織等(見守り活動団体)を育成し、支援します。
37	地域福祉活動の支援 【拡充 重点プログラム】	地域の生活課題に対する市民の主体的な地域福祉活動(支え合い・助け合い)を支援します。
38	サロン活動への支援 【拡充】	地区サロン活動を地域住民の関係づくりや市民参加の機会として位置づけ、その活動を支援します。また、潜在する市民の取組みの把握を進め、展開を検討します。 サロンリーダーの研修を開催し、活動内容の充実を促進します。
39	援護活動の推進	地域の民生委員が中心となって、ひとり暮らしの高齢者に対し、友愛訪問、安否の確認等の援護活動を行います。 また、高齢者等へ安心キットを配付し、緊急時対応の支援を行います。

※ 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)とは、

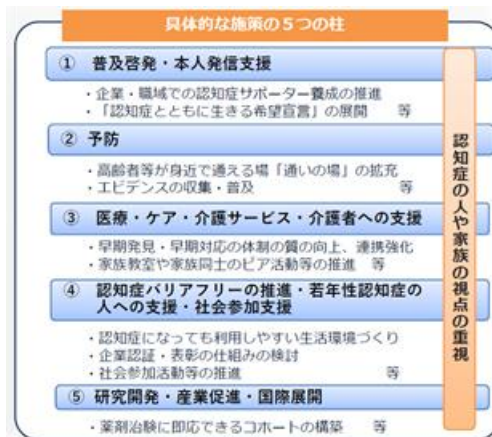
高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者をいいます。

(4) 認知症施策の推進

現 状

■ 令和元(2019)年6月に国の公表した「認知症施策推進大綱」において、共生(認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生き、また、認知症があってもなくて同じ社会で共に生きること)と予防(認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする)という基本的な考え方のもと、5つの柱からなる施策が示されました。これらの施策を全て認知症の人やその家族の視点重視のもと推進します。

5つの柱に対して、本市の現状と今後の取組みは次のとおりです。



認知症施策推進大綱の5つの柱

① 普及啓発・本人発信支援

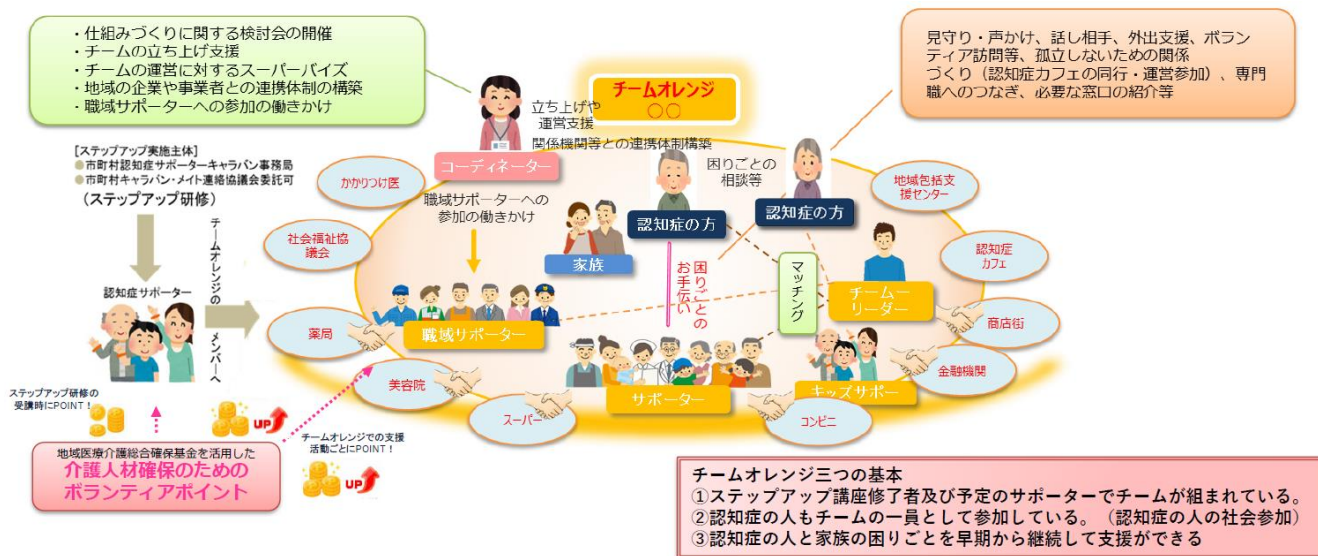
認知症を正しく理解するために、市内の学校や職域を含め、広く市民に「認知症サポーター養成講座」を実施してきました。認知症になっても住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けられる地域づくりを目指して、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターの活動をマッチングする「チームオレンジ」の設置に向けた取組みの検討を始めています。

また、認知症に対する否定的な見方を変えるために、認知症の人が生き生きと活動している姿を発信できるよう、今後手法を検討していく必要があります。

認知症サポーター養成状況(各年9月末)

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績
認知症サポーター数	5,465人	5,814人	6,140人
キャラバン・メイト数	70人	78人	83人

※認知症キャラバン・メイトとは、認知症サポーター養成講座の講師役



チームオレンジの取組

② 予防

認知症発症遅延や発症リスク軽減（一次予防）として生活習慣病の予防や、通いの場等への社会参加の機会づくりに取り組んでいます。早期発見・早期対応（二次予防）では、基本チェックリスト等から疑わしいケースを把握し、訪問相談を実施し、適切なサービスへつないでいます。重症化予防、機能維持、行動・心理症状（BPSD）の予防・対応（三次予防）として、地域での在宅生活を継続するために必要とするものを的確に把握し、本人・家族の意思に沿った支援やサービスの提供に努めています。

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

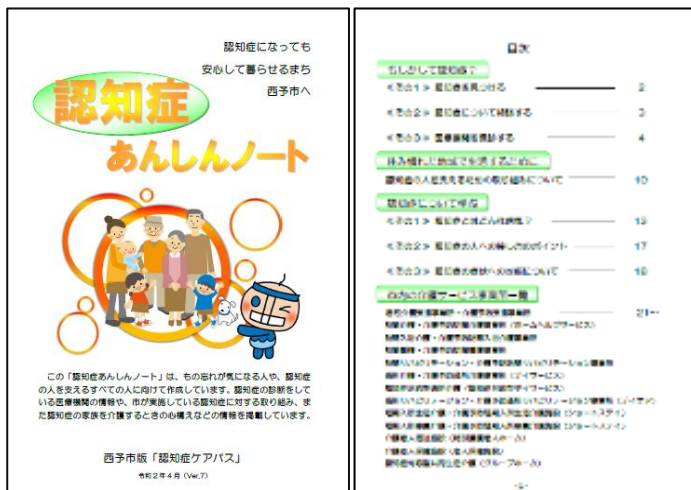
市や地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう相談、訪問だけでなく、医療・介護・地域に繋ぐ活動に取り組んでいます。

また、地域包括支援センターに「おれんじ支援チーム（認知症初期集中支援チーム）」を設置し、認知症サポート医を含む10名のチーム員で、困難事例を早期に適切な支援・サービスに繋ぐ取り組みを行っています。

「認知症あんしんノート（西予市版認知症ケアパス）」を適宜更新し、認知症の人が認知症の状態に応じた医療や介護を適切な時期に受けられるよう周知を行っています。

認知症の人やその家族だけでなく、地域住民や専門職等が交流できる場として「認知症カフェ」を市内5か所に開設しています。事業のさらなる周知を行うほか、旧町単位ごとの開設を目指し、地域で認知症カフェ開設に取り組む団体等の活動支援に取り組めます。

また、介護者の負担軽減等への取り組みや高齢者の権利擁護への取り組みを推進し、認知症の人もその家族も安心して生活できる地域づくりも必要です。



「認知症あんしんノート」（西予市版認知症ケアパス）



認知症初期集中支援チーム

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

高齢者が日常的に利用する事業所等の協力を得て「高齢者あんしんネットワーク事業」による見守り活動等を実施しています。ネットワークへの登録事業所等である「あんしんサポーター加盟店」は現在、市内に124事業所あります。

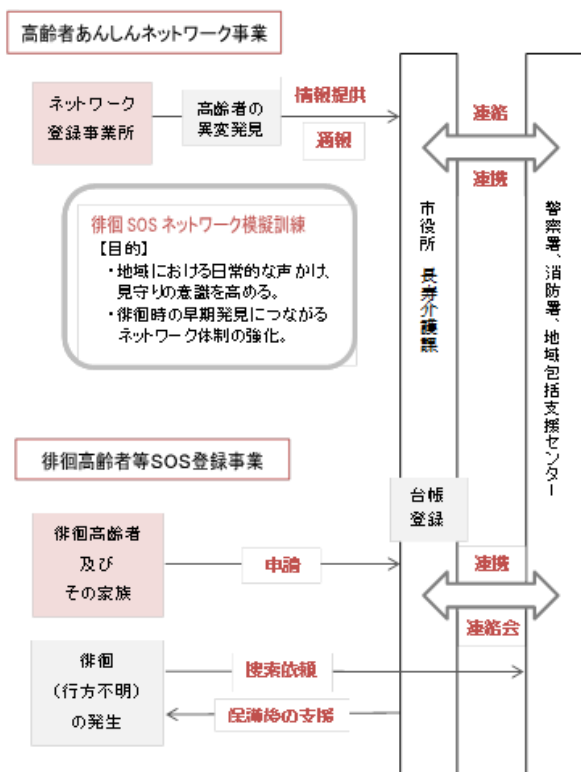
また、認知症が進行し徘徊等により行方不明になった場合に早期に発見することを目的として、そのおそれのある高齢者等の事前登録制度「西予市徘徊高齢者等SOS登録事業」を推進しています。事前に登録された情報は市が管理し、構成機関である警察・消防・地域包括支援センターと情報共有し、行方不明者が発生した場合に備え連携体制を構築しています。こうした見守りネットワークが機能するよう、認知症SOSネットワーク模擬訓練を定期的に開催しています。訓練を通じて認知症に対する理解を深め、徘徊高齢者等に対する声かけや見守りの意識の向上を図ります。

若年性認知症の人は、就労や生活、子育て、経済的な問題と複数重なる特徴があることから就労や社会参加の支援など様々な分野にわたる支援を総合的に行う必要があります。愛媛県が若年性認知症支援コーディネーターを配置しており、市民からの個別相談の相談に対し、連携をとり対応する必要があります。

市民に対しては認知症サポーター養成講座や研修会を通し、若年性認知症に関する理解の普及に努めます。

今後、認知症高齢者等の増加に伴い成年後見制度利用の増加が見込まれており、制度に対する市民の理解を深めるとともに、関係機関と連携し成年後見制度の利用の推進を図ります。

高齢者あんしんネットワーク事業と 徘徊高齢者等SOS登録事業



認知症SOSネットワーク模擬訓練

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

先進的な研究成果を逐時参照し、本市の認知症予防の取組みに反映していく必要があります。

方針と取組み

新型コロナウイルス感染症に伴い、外出や会話の機会が減ることにより高齢者の認知機能の低下が懸念されます。感染症予防に配慮しながら、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム等をはじめとした相談・支援体制の強化や認知症カフェ等の通いの場の活動支援、徘徊高齢者等 SOS 登録事業等、認知症高齢者を抱える家族に対する支援のさらなる充実を図ります。

また、関係機関の連携を強化し、困難事例に対して迅速かつ的確な対応ができるよう、市内の総合的な支援体制を確立します。

No.	項目	内容
40	普及啓発・本人発信支援 【新規】	認知症への正しい理解を促進するため、広く市民に対し、今後も講座を継続して実施するとともに、認知症サポーターが自主的に行ってきた活動をさらに一步前進させて、地域で暮らす認知症の人やその家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターの活動をマッチングする「チームオレンジ」設置に向け、活動を推進します。また、認知症の人が希望や生きがいを持って暮らしている姿を自ら発信することで、多くの認知症の人に希望を与えると同時に認知症に関する社会の見方を変えるきっかけとなるよう、その機会の創出を推進します。
41	認知症予防への取組み 【拡充】	生活習慣病予防、社会参加による社会的孤立の解消等が認知症予防に資する可能性があることから、地域において高齢者等が身近に通える場の拡充に取り組めます。
42	認知症の状態に応じた医療・介護等の提供 【拡充】	認知症の状態に沿った適切な医療や介護サービスが提供されるためのツールとして認知症ケアパスの活用を引き続き推進します。「認知症初期集中支援チーム」による認知症の人やその家族への包括的・集中的支援を充実し、認知症地域支援推進員等と連携し、早期に適切な医療・介護サービスに繋げるようサポートを行います。
43	成年後見制度利用の支援	判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護について、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備による関係機関との連携強化により、成年後見制度の内容を広く周知するとともに利用の促進・支援に努めます。また、身寄りがいないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が代わって申立てを行い、成年後見制度を利用するに当たって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等へ報酬の助成を行います。

No.	項 目	内 容
44	認知症バリアフリーの 取組み及び若年性認知 症の人への支援	<p>地域による見守りネットワーク体制構築及び徘徊高齢者等 SOS 登録事業への取組みを強化し、認知症の人を含む高齢者の安全確保及び家族介護者の負担軽減に努め、認知症の人とその家族も安心して暮らし続けられるよう障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組みを推進します。</p> <p>認知症サポーター養成講座等を通し、若年性認知症に関する理解を広げるとともに、若年性認知症の人には総合的な支援を行うよう推進します。</p>
45	日常生活自立支援事業 の推進【愛媛県社会福祉 協議会事業】	<p>自らの判断能力が十分でない人などが、地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき必要とするサービスを適切に利用したり、それに伴う日常的な金銭管理を支援したりする日常生活自立支援事業について、情報提供や相談支援体制の充実など制度の普及促進や適正な運用に努めます。</p>

(5) 地域ケア会議の確立

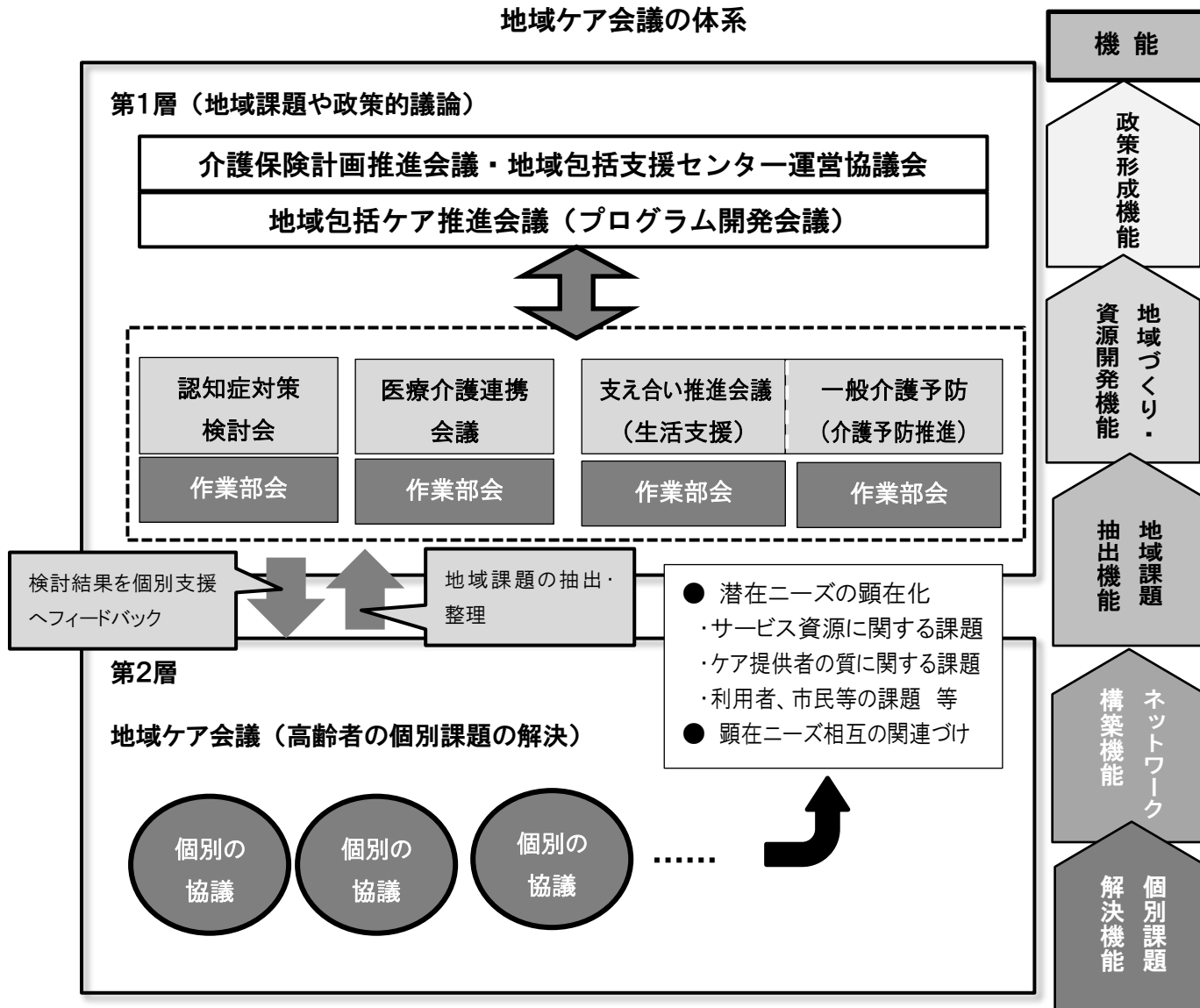
現 状

- 高齢者の個別課題の解決を図る地域ケア会議は随時実施されています。これまで、課題抽出から政策形成に至るまでの会議体の整理を行っており、現在、分野ごとの課題抽出はできていますが、そこから政策形成を図るためには、さらに会議のあり方を検討する必要があります。
- 情報共有システムとして、クラウドシステム「kintone」を導入し、地域資源や多職種での情報共有、国・県の研修や法改正等の最新情報の共有等については飛躍的に環境が向上しました。

方針と取組み

本市における地域ケア会議の体系を明らかにし、参加者がそれぞれの会議の位置づけを意識しながら議論をすることによって、効率的な会議体系を構築します。また、それぞれの会議の検討結果を、関連する会議や関連計画にフィードバックする仕組みを構築します。

地域ケア会議の体系



No.	項目	内容
46	地域ケア会議の 体制整備【拡充】	地域ケア会議の持つべき機能が発揮できるよう、本市における協議体の体系を整備し、重点的に議論すべき政策の協議の場は確保しつつ、効果的・効率的な協議体制の確立を図ります。
47	ICTを活用した関係 機関とのネットワーク づくり【拡充】	地域包括支援センターや介護支援専門員、医療機関、警察、消防、公民館等の地域の様々な機関と連携を密にして、地域のネットワークの構築を図るとともに、高齢者の状況に応じて適切な支援が包括的・継続的に提供されるように体制を整備します。そのツールのひとつとして、クラウドシステム「kintone」を活用し、ネットワークの構築を図ります。

2. 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備

施策方針

高齢社会における生活環境はノーマライゼーションの理念に基づき、全ての市民が安心して日常生活を送ることができるよう生活環境を整備していく必要があります。

(1)生活環境の整備

現 状

- 地域包括ケアシステムの要素として「住まい」がありますが、持家居住の高齢者が多い本市においては、移動サービスやユニバーサルデザインの導入等が主な課題になります。
- 市内公共施設にオストメイト対応トイレの設置等、全ての人が利用しやすい施設整備を進めています。今後さらに高齢者等が利用しやすいよう、設置箇所等の周知を推進する必要があります。
- 「西予市地域公共交通網形成計画」(平成 29(2017)年度～令和3(2021)年度)において、まちづくりの中での『おでかけせいよ』(市内のバスによる交通体系)の役割をあらためて位置づけました。利用者も毎年増加傾向にあり、市民の足として機能しています。

バス利用支援に関する実績

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込
バス利用延べ人数	235,660 人	226,532 人	220,000 人
高齢者路線バス利用助成申請者数 (2回目の発行を含む)	1,058 件	984 件	915 件

方針と取組み

高齢者の安全安心な生活環境を維持するため、公共施設、道路、公園等のバリアフリー化の推進を図るとともに、計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討します。

また、高齢者の生活支援のため、公共交通機関の利便性の向上に努め、高齢者が安心して活動できる環境づくりを推進します。

No.	項 目	内 容
48	公共建築物や公園等の整備充実(バリアフリー化の推進)	広場・公園を含め公共建築物について、高齢者だけでなく、障がい者、子どもなど全ての市民にとって、利用しやすい施設となるようバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方のもと整備充実を行います。

No.	項目	内容
49	生活交通システム『おでかけせいよ』の推進	いつまでも暮らしていける西予を支える交通システム「おでかけせいよ」により、市内のバスの路線の整理を行うなど、自家用車が使えない市民にとっても「おでかけ」が可能となる交通体系の整備を推進します。
50	高齢者路線バス利用助成事業	70歳以上の人で、通院及び買い物等の交通手段として公共路線バスを利用する人に対して、運賃の半額を助成し、負担軽減を図ります。

(2)安心・安全な地域づくりの推進

現 状

- 災害時における避難行動要支援者情報の収集と避難支援等関係者への情報提供等、実効性のある避難支援を実施できるよう、災害時要援護者台帳の整備に努めています。
避難行動要支援者未登録者の解消、避難行動要支援者の情報共有の拡大を進める必要があります。

避難行動要支援者登録者数の実績

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込
避難行動要支援者名簿の登録者数	1,331人	3,988人	4,300人

- 自主防災組織の組織力向上のため、地区ごとの防災訓練や自主防災組織活動助成金の交付を行っています。自主防災組織の防災訓練の実施を促進していく必要があります。

自主防災組織・防災訓練の実績

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込
自主防災組織数	68組織	68組織	68組織
訓練実施率	36%	55%	22%

- 特殊詐欺が年々巧妙化・悪質化の傾向にあることから、引き続き広報誌や市ホームページ等で注意を呼びかけていく必要があります。
- 近年の高齢者の運転による交通事故の多発から、一定の違反行為をした高齢者に対し、臨時認知機能検査を実施しています。危険運転の可能性のある高齢者に対しては、「運転免許自主返納制度」と「自主返納支援制度」のさらなる周知を図ることで、免許証の返納を促していく必要があります。

方針と取組み

今後は、避難行動要支援者支援システムの適切な運用と避難行動要支援者名簿への新規登録を推進します。地域と協力して安心・安全な地域づくりの事業に取り組むとともに、避難行動要支援者の避難支援を推進します。

運転を継続する高齢者に対し、認知機能が落ちた状態での運転の危険性を周知するとともに、運転免許自主返納制度及び自主返納支援制度の周知を図ります。免許返納後の生活水準の著しい低下が予想されることから、代替的な移動支援にも取り組みます。

No.	項目	内容
51	災害時等の避難誘導体制の整備	西予市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者の把握に努め、自治会等地域住民の協力のもとに支援台帳の整備、避難行動要支援者の支援体制づくりを進めます。
52	自主防災組織の育成	地域住民の防災意識の高揚を図り、地域ぐるみの防災体制を確立するため自主防災組織の活性化を促進します。また、地域ごとに防災訓練を実施することにより、災害発生時の被害の軽減、人的被害の防止を図ります。
53	交通安全意識の高揚	警察、関係団体と協力し、高齢者、子どもや障がい者など交通弱者を交通事故から守るため、交通安全施設の整備促進をはじめ、交通安全教室など交通安全に関する事業を推進します。
54	防犯活動の促進	行政、関係団体が連携をとり、地域住民による防犯組織の強化を図り、地域全体で防犯体制づくりを促進します。
55	消費者生活知識の普及	消費者への情報提供として、広報誌や出前講座等により身近な事例を周知するほか、介護支援専門員の協力のもと、利用者宅への訪問時の情報提供を推進します。

(3) 自立を支えるサービスの提供

現状

■地域生活の自立支援として多様なサービスを実施してきました。必要性の薄いものについては、今後、生活支援体制整備の中で適切なあり方を検討する必要があります。

各種在宅生活支援サービスの実績

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込
食の自立支援事業 延べ配食数	2,378 食	1,826 食	2,160 食
緊急通報装置設置台数	132 台	122 台	112 台

■本市では市内に奥伊予荘(定員 70 名)と三楽園(定員 50 名)の養護老人ホームがあるほか、定員各 30 名のケアハウス(軽費老人ホーム)が2施設あります。

養護老人ホーム・ケアハウスの実績(実人員/月)

		平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込
奥伊予荘	措置者数	67 人	67 人	68 人
	事業費	148,747 千円	133,907 千円	142,378 千円
三楽園	措置者数	50 人	50 人	50 人
	事業費	121,193 千円	121,193 千円	121,172 千円
ケアハウス	入所者数	58.3 人	59.8 人	60 人
	事業費	20,101 千円	20,933 千円	21,167 千円

方針と取組み

高齢者の自立した生活を支えるために、多様化する高齢者ニーズ等を十分に踏まえ、きめ細かな在宅生活を支援するサービスの提供を推進します。

No.	項目	内容
56	食の自立支援事業	65歳以上の単身世帯、高齢者世帯で食事の準備・調理等が困難な方に、昼に給食を配達し、栄養状態の改善、安否確認、孤独感の解消など、日常生活を支援します。 また、地域の事業者等で当該ニーズが十分に充足されていると判断できた場合は、本事業の見直しを行います。
57	はり・きゅう・マッサージ補助事業	はり・きゅう・マッサージ等の施術費用の一部を助成します(支給要件あり)。
58	緊急通報体制等整備事業	市内在住で満65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害、その他緊急時の対応及び相談対応を推進します。
59	養護老人ホーム	65歳以上の高齢者で、心身状況、家庭環境及び経済的理由等の問題により、自宅での生活が困難な方を対象として老人福祉法による入所措置を行います。
60	ケアハウス	65歳以上の高齢者で、心身状況、家庭環境等の問題により、自宅での生活が困難な方を対象として軽費老人ホーム(ケアハウス)の運営に要する経費の一部を補助します。
61	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	65歳以上の独居世帯、高齢者世帯等で自宅の生活が困難な方へ、施設の居室を提供(貸与)し、自立した生活が送れるよう支援します。

基本目標3 介護保険サービスが充実しているまち

1. 持続可能な介護保険の運営

本市では、要介護(要支援)認定者及びその家族に対し、必要な介護保険サービスが提供されるよう、施設・居住系サービスに加え、地域密着型サービスの基盤整備を行ってきました。今後、地域包括ケアを推進するに当たっては、在宅介護の推進が中心課題となります。

また、真に必要な人が必要なサービスを利用できるよう、サービスの適正利用を促進し、給付の適正化を図ります。そして、今後さらに人口減少等により地域資源が限定されていくことから、介護保険サービス整備が福祉全体の利益となるよう、「共生」の視点のもとで総合的・複合的なサービス形成を目指します。

(1) 介護保険サービス提供の充実

現 状

- 第7期計画では、養護老人ホーム(定員 70 名)を混合型特定施設への転換を図りました。
- 老人介護福祉施設(特別養護老人ホーム)や特定施設といった、介護保険サービス以外に、本市には次の指定外施設があります。いずれもほぼ定員を満たすほど利用者がおり、施設サービスや居住系サービスだけで充足できない入所ニーズを補完しています。併設された介護サービス事業所によるサービス提供が行われている施設もあることから、適切なサービス提供が行われるよう実態把握を行う必要があります。

市内の指定外入所サービス

施設名	種別	地区	定員	入居者数	併設する介護サービス事業所
住宅型有料老人ホームさくら	住宅型有料老人ホーム	宇和	20 人	18 人	居宅、訪問介護、通所介護
有料老人ホームめぐみの里		明浜	8 人	8 人	訪問介護、通所介護、居宅支援
有料老人ホーム 海里			10 人	8 人	訪問介護、通所介護
サービス付き高齢者向け住宅 さくら通り	サービス付き高齢者向け住宅	三瓶	18 人	15 人	—

※各数値は令和2年6月30日時点

- 今後、本市は地域包括ケアシステムの深化・推進を図る必要があり、施設整備等の量的な充足から質的な充足に注力していく必要があります。
- 利用者のサービスのニーズをはかるため、本市では地域包括ケア「見える化」システムを活用しています。これにより介護(予防)給付の現状分析や他保険者との比較、好事例の収集が可能となり、地域包括ケアシステムの構築の一端を担うこととなります。

方針と取組み

利用ニーズ等を把握し、計画的に対応していくとともに、介護保険制度改正を踏まえた新たな体系に円滑に移行するよう、サービス提供体制を構築します。

No.	項目	内容
62	西予市型共生サービスの検討	高齢者支援と障がい者支援、高齢者支援と子育て支援のように、複合的な福祉サービスの整備を推進し、世代間交流の推進や多様化するニーズへの対応に努めます。
63	居宅サービスの充実	サービスの質の向上を図るとともに、利用状況や利用意向を見極めながら、適正なサービスの提供を推進します。
64	施設・居住系サービスの充実	施設整備等の量的なニーズは充足することが見込まれるため、高齢者を取り巻く状況の総合的な解決を目指す質的な充足に注力します。
65	地域密着型サービスの充実	利用状況や利用者の意向を把握するとともに、地域密着型サービスの質の向上を図ります。
66	指定外の施設サービスの検討【新規】	有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅も、高齢者の住まいとしての機能を果たしていることから、安心・安全に生活が送れるよう、実態を把握し、必要に応じ指導します。
67	地域包括ケア「見える化」システムの推進	厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムにより、国・県下の他市町等の地域間比較の利便が向上しています。本計画推進に当たっては同システムを活用し、逐時現状分析・地域間比較をすることで本市の課題抽出を行い、関係者間で共有します。

(2)サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実

現状

■地域密着型サービス事業所に計画的に集団指導や実地指導を実施してきました。

地域密着型サービス事業者への指導の状況

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込
集団指導回数 (事業所連絡会にあわせて実施)	1回	1回	1回
実地指導事業者数	6事業所	6事業所	7事業所

■市に寄せられた苦情に関する調査を行っています。事業所に対しては、不適正な請求、基準違反、虐待の有無等もチェックしています。

- 介護サービス相談員が施設等に訪問して利用者の要望等を把握しています。連絡会を月1回開催するほか事業所をまじえた連絡会を開催し、情報交換等を行っています。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルスの影響により、ほぼ実施できない見込みです。

介護相談員の取組み状況

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込
施設訪問回数	126回	116回	未実施
介護サービス相談員連絡会開催数	12回	12回	3回
介護サービス相談員及び事業所連絡会開催数	1回	1回	未実施

- 介護給付費の適正化については、主要5事業を推進しています。適正なサービス利用を促進するためには、ケアプランの点検が重要であり、本市においては新規プランについては全件点検を行うとともに、事業所を抽出して個別点検や、有料老人ホーム等の高齢者向けの居住系サービスに焦点をあてたケアプラン点検を行っています。

介護給付適正化事業の取組み状況

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込
新規ケアプランの点検(ケアプランの点検)	146件	220件	180件

- 市民への介護保険サービスに関する情報提供として、「わたしたちの介護保険」を全戸に配布したほか、介護サービス利用者へのパンフレット送付や、広報誌や市ホームページを活用するなど、市民ニーズに応えるわかりやすい情報発信に取り組んでいます。
- 市内の介護人材について、新規人材の確保が重要ですが、定着促進も重要です。国の動向を見すえながら、文書事務等の負担軽減や業務の効率化を図ります。

方針と取組み

現在の適正利用に向け、介護保険の持続可能な運営に取り組むつつ、真に必要な人が必要なサービスを受けられる体制づくりを推進します。また、事業者に対して適正なサービス提供を促進するため、相談や指導等に取り組めます。

No.	項目	内容
68	介護給付の適正化主要5事業等	介護サービスを必要とする人が真に必要なサービスに適正に提供するため、ケアプランのチェックのほか、要介護認定時の調査員調査書の点検、住宅改修の事前確認や実地調査をします。

No.	項目	内容
69	地域密着型サービス 運営委員会の運営	地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの指定、取消、指定基準の設定等を実施するに当たり、協議を行う場として設置している地域密着型サービス運営委員会において、学識経験者や地域の保健医療関係者、福祉関係者、被保険者など各方面の意見を踏まえながら、サービス提供体制の整備を行います。
70	地域密着型サービス 事業所への指導	地域密着型サービス事業所に対し集団指導及び実地指導を行い、サービスの質の確保に努めます。
71	介護支援専門員の能力 の向上	介護支援専門員連絡会及び研修会の開催により、能力向上を図り、適切なケアプランの作成を目指します。また、地域包括支援センターにより、介護支援専門員の抱える困難ケースへの支援も行います。
72	地域密着型サービス 事業者の連携充実	地域密着型サービス事業者連絡会を開催し、事業者間の連携を図り、サービスの総合的な向上を図るとともに、適切なサービス提供に繋がります。
73	事業者に対する事故 防止対策	サービス提供時の事故防止や緊急時の対応などの啓発を行うとともに、事業所内の事故防止の徹底と職員一人ひとりの対応力を高めるよう協力を求めます。また、市指定の「事故報告書」の提出を徹底させ、その内容精査により再発防止を指導します。
74	利用者等からの苦情へ の対応	利用者等からの苦情があった場合には、わかりやすく的確な説明に努めるとともに、必要に応じて県と連携を図り、サービス事業所に対する指導を実施します。
75	介護サービス相談員 派遣事業	介護サービス相談員が、施設等に訪問して利用者の要望等を把握するなど、開かれた施設を推進するとともに、サービスの質の向上を図ります。
76	情報提供の充実	高齢者福祉サービスや介護保険サービスの利用の方法等、市民にわかりやすいパンフレット等を作成・配布するとともに、広報誌や市ホームページ等による情報提供を行います。また、障がいのある市民に情報が届くよう高齢者の福祉や介護の情報を発信します。
77	介護人材の確保・業務 効率化	事業所の介護人材確保を支援するとともに、業務効率化の支援を行い、人材定着を促進します。

2. 家族介護者への支援

介護保険サービスの利用は普及してきましたが、在宅介護は家族による介護が中心となっているのが現実です。高齢者が高齢者を介護する老老介護のほか、介護を受ける側も行う側も認知症という認知介護の事例もみられるようになっており、従来の家族介護者支援では対応が難しくなっています。

現 状

- 本市では地域支援事業により、在宅高齢者を介護している家族に対する介護手当の支給を、主に家族介護者支援を目的として行っています。
- 介護をする家族のために、脳卒中再発予防家族教室を野村・城川地区を対象に開催しており、家族介護教室(社会福祉協議会)を宇和・明浜・三瓶地区を対象に開催していますが、いずれも地区が限定されており、全市的な取組みに展開する必要があります。

方針と取組み

高齢者の在宅生活を支えるため、家族介護者に対する負担軽減を図ります。また、家族介護者に対する相談機能の充実を図ります。

No.	項 目	内 容
78	在宅寝たきり老人等 介護手当支給事業	在宅寝たきり老人等を介護している介護者に対し、介護手当を支給し、経済的負担の軽減と介護の労をねぎらいます（被介護者の支給要件あり）。
79	介護教室【拡充】	現在市内の一部地域で開催されている、脳卒中再発予防教室や家族介護教室等、啓発だけでなく相談の機会とする取組みを行うとともに、市全体の取組みとするために検討を進めます。

第7章 介護保険運営の方向性

1. 基本となる推計・政策動向

(1) 高齢者人口の推計

第1号被保険者については、第2章に示したとおり、減少傾向にあるものと見込みますが、介護サービスを主に利用すると想定される75歳以上85歳未満の人口は、増加を見込みます。

高齢者人口等の推計

	実績			推計				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
85歳以上(人)	3,723	3,740	3,803	3,758	3,756	3,699	3,529	3,110
75歳以上85歳未満(人)	5,421	5,365	5,255	5,010	5,079	5,236	5,536	3,696
65歳以上75歳未満(人)	6,930	6,824	6,785	6,808	6,492	6,128	5,536	3,749
高齢者人口(人) (第1号被保険者数)	16,074	15,929	15,843	15,576	15,327	15,063	14,601	10,555

※実績、推計手法は第2章と同じ。

(2) 要介護(支援)認定者数の推計

要介護(支援)認定者数については、第2章に示したとおり、減少傾向にあるものと見込みます。

要介護(要支援)認定者数の推計

	実績			推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援1(人)	302	331	374	367	365	360	351	276
要支援2(人)	521	539	526	520	517	512	498	401
要介護1(人)	618	622	595	590	588	582	568	461
要介護2(人)	622	585	580	578	577	572	559	452
要介護3(人)	414	424	429	428	427	427	416	340
要介護4(人)	438	447	425	426	422	420	409	334
要介護5(人)	435	421	417	417	415	411	401	323
認定者数(人)	3,350	3,369	3,346	3,326	3,311	3,284	3,202	2,587
認定率	20.8%	21.2%	21.1%	21.4%	21.6%	21.8%	21.9%	24.5%

※実績、推計手法は第2章と同じ。

(3)施設整備の方針

介護保険施設の整備に当たっては、慢性期の医療ニーズやターミナルケアに対応した介護施設の必要性が高まっていることを念頭に、第6章(基本目標3)に示した現状を踏まえ、本計画期間中に既存の介護療養病床から介護医療院へ転換し整備することとします。

(4)施設・居住系サービス利用者の見込み

施設整備の見込み及び施設・居住系サービス利用実績をもとに、本計画期間中の1か月当たりの利用者数を次のとおり見込みます。

施設・居住系サービス利用者数の推計

単位：人／月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅(介護予防)サービス			
特定施設入居者生活介護(人)	147	147	147
地域密着型(介護予防)サービス			
認知症対応型共同生活介護(人)	264	264	264
地域密着型特定施設入居者生活介護(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人)	49	49	49
施設サービス			
介護老人福祉施設(人)	349	349	349
介護老人保健施設(人)	307	307	307
介護医療院(人)	2	12	12
介護療養型医療施設(人)	1	1	1

本市における介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設)の利用者全体に対する要介護4、5の割合は、本計画期間中は64.9%と見込みます。

なお、介護医療院については令和4年度から事業を開始するものと見込んでいます。

本市の施設サービス利用者の重度者(要介護4・5)割合見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設サービス全体(%)	64.9	65.3	65.3
介護老人福祉施設(%)	81.4	81.4	81.4
介護老人保健施設(%)	46.9	46.9	46.9
介護医療院(%)	0.0	75.0	75.0
介護療養型医療施設(%)	0.0	0.0	0.0

2. 介護保険サービスの量及び給付費の見込み

認定者数の推移やサービスごとの利用の傾向、政策動向等を踏まえ、本計画期間における介護保険サービス利用の見込量及び給付費見込額は、次のとおりです。

①介護予防サービス利用者数・回数(日数)・給付費

(給付費は年額、回数・日数・人数は月当たり)

介護予防サービス		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	489.5	508.0	526.5	515.9	410.1
介護予防訪問看護	人数(人)	50	52	54	53	42
	給付費(千円)	18,973	19,701	20,418	20,007	15,904
	回数(回)	300.4	320.1	339.8	339.8	264.7
介護予防訪問リハビリテーション	人数(人)	28	30	32	32	25
	給付費(千円)	10,169	10,848	11,521	11,521	8,977
	回数(回)	22	24	26	26	21
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	22	24	26	26	21
	給付費(千円)	1,939	2,115	2,290	2,290	1,851
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	70	70	69	67	54
	給付費(千円)	30,772	30,789	30,296	29,544	23,832
介護予防短期入所生活介護	人数(人)	17	17	17	17	14
	日数(日)	105.0	105.0	105.0	105.0	86.4
	給付費(千円)	8,194	8,198	8,198	8,198	6,744
介護予防短期入所療養介護(老健)	人数(人)	4	4	4	4	4
	日数(日)	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8
	給付費(千円)	1,739	1,740	1,740	1,740	1,740
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	333	335	338	332	265
	給付費(千円)	21,894	22,023	22,220	21,833	17,439
特定介護予防福祉用具購入	人数(人)	10	10	10	10	7
	給付費(千円)	3,702	3,702	3,702	3,702	2,590
介護予防住宅改修	人数(人)	8	8	8	8	6
	給付費(千円)	7,012	7,012	7,012	7,012	5,411
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	23	23	23	21	15
	給付費(千円)	23,607	23,620	23,620	21,755	16,160
地域密着型介護予防サービス		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
介護予防認知症対応型通所介護	人数(人)	1	1	1	1	1
	回数(回)	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
	給付費(千円)	880	880	880	880	880
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	5	5	5	4	1
	給付費(千円)	14,247	14,255	14,255	11,404	2,851
介護予防支援	人数(人)	419	421	423	413	332
	給付費(千円)	22,426	22,546	22,653	22,118	17,779
合計	給付費(千円)	165,554	167,429	168,805	162,004	122,158

※合計と内訳は、端数の四捨五入の関係で一致しない場合があります。

②介護サービス利用者数・回数(日数)・給付費

(給付費は年額、回数・日数・人数は月当たり)

居宅サービス		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
訪問介護	給付費(千円)	185,792	190,084	194,273	187,929	146,312
	回数(回)	5,551.6	5,676.2	5,800.8	5,608.3	4,367.3
	人数(人)	275	280	285	273	214
訪問入浴介護	給付費(千円)	15,959	15,968	15,968	15,968	12,689
	回数(回)	111.0	111.0	111.0	111.0	88.2
	人数(人)	28	28	28	28	21
訪問看護	給付費(千円)	83,140	85,410	87,635	84,768	65,549
	回数(回)	1,681.9	1,726.3	1,770.7	1,705.3	1,321.1
	人数(人)	189	194	199	192	149
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	19,426	19,437	19,437	19,437	14,278
	回数(回)	564.4	564.4	564.4	564.4	414.8
	人数(人)	45	45	45	45	33
居宅療養管理指導	給付費(千円)	15,676	16,121	16,557	16,025	12,377
	人数(人)	180	185	190	184	142
通所介護	給付費(千円)	585,592	591,900	597,884	574,172	446,480
	回数(回)	6,416.1	6,475.1	6,534.1	6,258.5	4,877.7
	人数(人)	570	575	580	555	433
通所リハビリテーション	給付費(千円)	139,656	144,052	148,370	145,896	111,577
	回数(回)	1,258.2	1,294.7	1,331.2	1,305.0	1,001.6
	人数(人)	164	169	174	171	131
短期入所生活介護	給付費(千円)	225,869	231,509	237,024	235,892	179,816
	日数(日)	2,182.8	2,235.5	2,288.2	2,272.2	1,735.8
	人数(人)	210	215	220	218	167
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	60,659	60,692	60,692	58,778	45,305
	日数(日)	476.8	476.8	476.8	461.3	355.9
	人数(人)	59	59	59	57	44
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	108,804	109,600	110,397	106,968	82,087
	人数(人)	741	746	751	722	558
特定福祉用具購入	給付費(千円)	2,573	2,573	2,573	2,573	1,943
	人数(人)	12	12	12	12	9
住宅改修	給付費(千円)	3,926	3,926	3,926	3,926	3,436
	人数(人)	9	9	9	9	7
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	296,365	296,529	296,529	283,968	261,703
	人数(人)	124	124	124	119	109

地域密着型サービス		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	208,662	213,753	218,729	214,754	164,139
	回数(回)	1,977.7	2,021.2	2,064.7	2,022.1	1,553.3
	人数(人)	230	235	240	235	181
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	58,153	58,185	58,185	58,185	44,547
	回数(回)	400.3	400.3	400.3	400.3	307.8
	人数(人)	27	27	27	27	21
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	2,914	2,916	2,916	2,916	2,916
	人数(人)	1	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	798,331	798,774	798,774	783,178	736,388
	人数(人)	259	259	259	254	239
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	182,955	183,056	183,056	168,826	143,234
	人数(人)	49	49	49	45	38
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
施設サービス		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,141,374	1,142,008	1,142,008	1,099,191	895,405
	人数(人)	349	349	349	336	274
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,001,436	1,001,992	1,001,992	965,700	783,036
	人数(人)	307	307	307	296	240
介護医療院	給付費(千円)	4,829	39,877	39,877	39,877	39,877
	人数(人)	2	12	12	12	12
介護療養型医療施設	給付費(千円)	3,031	3,033	3,033		
	人数(人)	1	1	1		
居宅介護支援	給付費(千円)	205,503	204,160	204,478	201,509	155,208
	人数(人)	1,180	1,173	1,175	1,157	892
合計	給付費(千円)	5,350,625	5,415,555	5,444,313	5,270,436	4,338,703

※合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合があります

③総給付費の見込み

予防給付と介護給付を合計した総給付費は次のとおりです。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費(千円)	5,516,179	5,582,984	5,613,118	16,712,281
予防給付(千円)	165,554	167,429	168,805	501,788
介護給付(千円)	5,350,625	5,415,555	5,444,313	16,210,493

※合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合があります

費用負担の見直しに伴う財政影響額を反映した総給付費見込み

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	5,851,141	5,899,940	5,927,486	17,678,567
総給付費	5,516,179	5,582,984	5,613,118	16,712,281
特定入所者介護サービス費等給付額	193,626	176,657	175,213	545,496
高額介護サービス費等給付額	117,808	116,877	115,924	350,608
高額医療合算介護サービス費等給付額	18,356	18,273	18,124	54,752
算定対象審査支払手数料	5,173	5,150	5,108	15,430

※合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合があります

用語

特定入所者介護(予防)サービス費:

低所得者の人に過剰な負担にならないよう、施設・短期入所サービスの食費・居住費(滞在費)負担には限度額が設定され、限度額を超えた分を保険給付するもの。

高額介護(予防)サービス費:

介護サービス利用者負担の合計が一定額を超えた場合、その超えた分を支給するもの。

高額医療合算介護サービス費:

医療保険と介護保険の両方の自己負担の合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合に差額を支給するもの。

審査支払手数料:

サービス給付費をサービス事業者に支払う際、国民健康保険団体連合会において行われる審査等に対する手数料。

④地域支援事業費の見込み

要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3事業から構成されます。

事業費の見込みは、次のとおりです。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費(千円)	282,050	289,380	290,907	862,337
介護予防・日常生活支援総合事業費(千円)	181,400	183,230	184,757	549,387
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・任意事業費(千円)	63,350	63,350	63,350	200,050
包括的支援事業(社会保障充実分)(千円)	37,300	37,800	37,800	112,900

※合計と内訳は、端数の四捨五入の関係で一致しない場合があります。

⑤介護保険事業費の見込みと財源

標準給付費見込額と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、3年間合計で約 185 億4千万円と見込みます。

なお、介護保険事業費の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料(介護給付費交付金)、国・県・本市の負担金によって賄われます。

第8期計画期間の第1号被保険者の負担割合が23%と定められています。

介護保険事業費の見込み

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間合計
標準給付費見込額	5,851,141	5,899,940	5,927,486	17,678,567
地域支援事業費見込額	282,050	289,380	290,907	862,337
介護保険事業費 計	6,133,191	6,189,320	6,218,393	18,540,904

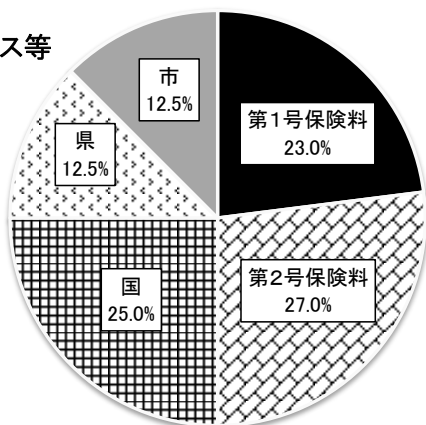
※合計と内訳は、端数の四捨五入の関係で一致しない場合があります。

介護保険事業の財源構成

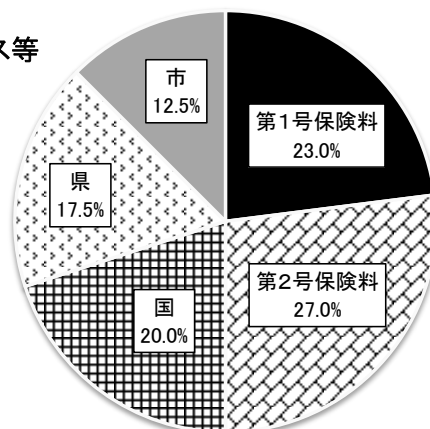
(単位：%)

	国	県	本市	第1号被保険者	第2号被保険者
居宅サービス等	25.0	12.5	12.5	23.0	27.0
施設サービス等	20.0	17.5	12.5	23.0	27.0
介護予防事業 介護予防・日常生活支援総合事業	25.0	12.5	12.5	23.0	27.0
包括的支援事業・任意事業	38.5	19.25	19.25	23.0	

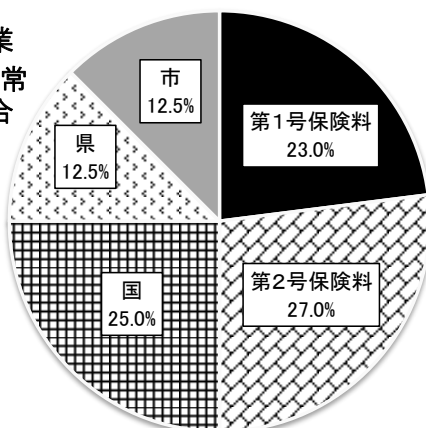
居宅サービス等



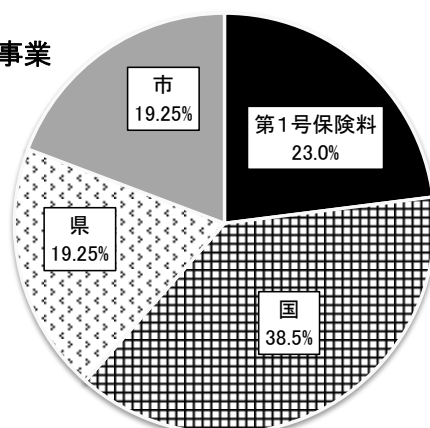
施設サービス等



介護予防事業
介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業
・任意事業



3. 介護保険料の算定

介護保険制度における65歳以上の保険料(第1号保険料)は、おおむね3年間を通じて財政の均衡を保つことができるよう、3年を1期間として、介護サービス量に基づき、保険者ごとに決められます。本計画期間中の保険料基準額は、次のように算出します。

(単位：円)

項目		金額等
標準給付費見込額	①	17,678,567,357
地域支援事業費見込額	②	862,336,500
第1号被保険者負担相当額	③ = (① + ②) × 23%	4,264,407,887
調整交付金相当額	④	911,397,693
調整交付金見込額	⑤	1,880,988,000
準備基金取崩額	⑥	69,000,000
保険料収納必要額	⑦ = ③ + ④ - ⑤ - ⑥	3,185,817,580
予定保険料収納率 (%)	⑧	99.0
被保険者数(所得段階加入割合補正後) (人)	⑨	41,900
保険料(年額)	⑩ = ⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨	76,800
保険料基準額(月額)	⑪ = ⑩ ÷ 12	6,400

本計画における第1号被保険者の保険料(基準額)は次のとおりとします。

第1号被保険者の保険料(基準額)

	月額	年額
保険料の基準額(第5段階)	6,400円	76,800円

介護保険料(月額)の推移

基準額 (月額)	第1期		第2期		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
	平成12~14年度		平成15年度	(合併後)	平成18~20年度	平成21~23年度	平成24~26年度	平成27~29年度	平成30~令和2年度
西予市	明浜町	3,118円	3,136円	3,100円	3,800円	4,100円	4,700円	5,600円	5,900円
	宇和町	3,000円	3,200円						
	野村町	2,600円	3,200円						
	城川町	2,317円	2,775円						
	三瓶町	2,800円	3,050円						
県平均	2,962円		3,546円		4,526円	4,626円	5,379円	5,999円	6,159円
全国平均	2,911円		3,293円		4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,784円

4. 本市の第1号被保険者が負担する保険料の設定

本市においては、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定を行うとする国の考え方や本市の所得構造の特性を踏まえ、第7期計画に引き続き、国の基準どおりの9段階を設定します。

なお、公費による負担軽減導入により、第1段階から第3段階については実質的負担割合が軽減されます。

第1号保険料の所得段階別区分

所得段階	対象者	負担割合	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	0.30	23,100 円
	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の方		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.50	38,400 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 120 万円を超える方	0.70	53,800 円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯では課税)で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の方	0.90	69,200 円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯では課税)で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円を超える方	1.00 (基準額)	76,800 円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.20	92,200 円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.30	99,900 円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.50	115,200 円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上の方	1.70	130,600 円

西予市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

平成16年4月1日
告示第32号

(設置)

第1条 介護を社会全体で支え、高齢者が生き生きと生活できるまちづくりを目指し、国が定める基本指針に即して、西予市における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「介護保険事業計画」という。)を策定するため、西予市介護保険事業計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、幅広い関係者の協力を得て、次に掲げる項目について審議検討し、意見及び提言を行うものとする。

- (1) 介護保険事業計画案の策定に関すること。
- (2) 老人福祉計画の見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護保険事業計画の策定に関して必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内で組織する。

2 委員会の委員は、市長が、委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から介護保険事業計画案の策定年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことが出来ない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、西予市役所内に置き、庶務は、長寿介護課が行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年告示第83号)

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年告示第42号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第75号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

西予市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

敬称略・順不同

氏名	所属・職	区分	備考
二宮 一朗	西予市議会厚生常任委員会委員長	学識経験者	
和気 数男	西予市議会厚生常任委員会副委員長	学識経験者	
織田 英昭	西予市医師会会長	保健医療関係者	副委員長
片山 貴夫	愛媛県歯科医師会東宇和支部会長	保健医療関係者	
安食 研治	認知症初期集中支援チーム (認知症サポート医)	保健医療関係者	
河野 秀雄	西予市民生児童委員協議会会長	福祉関係者	
河野 敏雅	西予市社会福祉協議会会長	福祉関係者	
清家 浩之	西予総合福祉会理事長	福祉関係者	
山岡 三枝	西予市野城総合福祉協会業務執行理事	福祉関係者	
梅川 光俊	西予市老人クラブ連合会会長	住民代表 (第1号被保険者)	委員長
濱木 君代	西予市介護サービス相談員	住民代表 (第1号被保険者)	
西田 光和	西予市介護サービス相談員	住民代表 (第1号被保険者)	
山本 瑤子	西予市連合婦人会福祉部長	住民代表 (第1号被保険者)	
池本 廣美	西予市介護サービス相談員	住民代表 (第1号被保険者)	
小川口 淳子	訪問看護ステーション東宇和所長	居宅サービス事業者	
川中 小由里	主任介護支援専門員	介護支援専門員代表	
和家 慎一郎	グループホーム蘭代表者 (認知症対応型共同生活介護)	地域密着型サービス事業者	
樋口 志保	老人保健施設みのり園施設長 (介護老人保健施設)	施設サービス事業者	
川崎 久味	西予市地域包括支援センター長	地域包括支援センター	
藤井 兼人	西予市福祉事務所長	行政関係者	

計画策定委員会の開催状況

	開催日	議題
第1回	令和2年10月30日	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び副委員長の選出について 2 介護保険事業計画等の策定について 3 計画の策定スケジュールについて 4 本市の現状（高齢者を取り巻く状況）について 5 計画策定のために実施した調査結果の要旨について
第2回	令和2年12月16日	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険事業計画の進捗状況について 2 日常生活圏域の設定について 3 施設・居住系サービスの見込みについて 4 地域密着型サービスの見込みについて 5 第8期の介護サービス見込量等について 6 第8期の第1号被保険者の介護保険料について 7 第8期介護保険事業計画期間における保険料段階の設定について 8 重点プログラム（自立支援・重度化防止・給付適正化連動プログラム）について 9 西予市介護給付適正化計画の策定について
第3回	令和3年1月27日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第7期介護保険事業計画期間における地域包括ケアシステムの検証について 2 第8期の第1号被保険者の介護保険料（基準月額）について (令和3年度介護報酬プラス0.70%改定反映後) 3 第8期計画の構成等について
第4回	令和3年2月24日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について

令和3年3月4日

西予市長 管 家 一 夫 様

西予市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画策定委員会
委員長 梅川 光俊

2025（令和7）年に「団塊の世代」が75歳を迎え、西予市においても後期高齢者は今後も増加傾向が続く中、第7期計画において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ってきました。

今後、ますます複雑化・多様化していく福祉ニーズに対応していくため様々な分野の取組が一体となり地域を共に支えていく「地域共生社会」を推進していかなければなりません。

この度策定する第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、今後も高齢化率が上昇していく当市では、介護給付費等に要する費用は今後も増加が見込まれており、高齢者の自立支援と介護状態の重度化防止さらにはサービスの適正利用を重点的に推進していく必要があります。

当委員会においては、これらの動向の中で、西予市の課題に対応した標記計画について、審議及び検討を行いました。

その審議及び検討結果に基づき別冊「西予市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）」を策定しましたので、別紙「意見書」を付して、当委員会における意見及び提言といたします。

意見書

- 1 本市の人口減少と高齢化の状況を鑑みながら、介護保険サービスの充実や高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、在宅医療・介護の連携強化など、これまでの取組みをさらに深化・推進し、地域共生社会の実現に向けた最大限の努力を図られたい。
- 2 市民が負担する介護保険料や税金が、真に要介護者等の自立支援につながるよう、介護保険制度の趣旨について普及啓発を行うとともに、介護給付等に要する費用の適正化に努められたい。
- 3 認知症となっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症高齢者の早期発見や家族等への支援、徘徊対策の充実に引き続き努められたい。
- 4 大型台風などによる自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、近年、私たちの日常を脅かす事象が頻発していることから、行政と地域、事業者の力をあわせ、災害対策や感染症予防対策を図りながら、計画に掲げた諸事業を積極的に展開されたい。
- 5 介護保険の持続的な運営は、高齢者が地域で安心して生活していくために重要であるため、適正化に努められたい。
- 6 計画や事業の効果が最大限発揮されるよう、市民に向けて、多様な手法により効果的な情報発信に努められたい。

用語解説

用語	説明
あ 行	
ICT (アイシーティー)	Information and Communication Technology の略。 パソコンやインターネット等を用いた情報通信技術。IT とほぼ同様の意味だが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が増大しているため、Communication という言葉を入れた ICT が用いられている。
アセスメント	介護や障がいのサービス提供や生活困窮者等への支援に当たり、その人の身体状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成や、今後の支援に必要な見通しをたてるために、事前に把握、評価、分析を行うこと。
一般介護予防	要支援者等も参加できる市民運営の通いの場の充実等、全ての高齢者が介護予防に取り組むやすい環境づくりを進めるための事業。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等。
NPO (エヌピーオー)	Non-Profit Organization の略。民間の非営利組織で、ボランティア団体等の市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、福祉公社等の営利を目的としない団体。
MCI (エムシーアイ)	Mild Cognitive Impairment の略。軽度認知障がいの意味。 認知機能（記憶、決定、理由づけ、実行など）のうち、ひとつの機能に問題が生じてはいるが、日常生活には支障がない状態。認知症の前段階と考えられ、適切な支援を要する。
オストメイト	がんや事故による臓器の機能障がいにより、人口的に腹部に人工肛門や人工膀胱を増設した人。
か 行	
介護医療院	今後、増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たに創設された介護保険施設。
介護給付	要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市町村が行う地域密着型サービスなどがある。
介護保険サービス	介護保険制度では、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援をいう。
介護支援専門員	「ケアマネジャー」参照。
介護者	要支援・要介護認定者を介護する人。

用語	説明
介護サービス相談員	介護サービスの提供の場を訪ね、サービス利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う人。サービス事業所等への介護相談員派遣等事業を行う市町村に登録されている。利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図り、苦情に至る事態を未然に防止する。
介護保険施設	介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた、介護保険サービスが利用可能な施設。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設、介護医療院がある。
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。
介護予防サポーター養成講座	高齢者の介護予防を支援する市民を養成することで、地域における介護予防の推進を図り、市民自身の介護予防にも繋げることを目的とした講座。
介護予防支援	要支援1・2の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成、サービス事業所等との連絡調整などを行う。
介護予防・生活支援サービス事業	市町村が主体となって実施する地域支援事業のひとつ。要支援者等に対し、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等を提供する。
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。全国一律の基準で提供される介護予防サービス等と違い、要支援認定の有無に捉われず、多様な担い手による新しいサービスを提供が可能となっている。
介護療養型医療施設	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な要介護認定者のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという人が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。令和5年度末に廃止予定。
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい要介護認定者のための施設。入所により、食事・入浴・排せつなどの介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援などが受けられる。介護保険法では介護老人福祉施設、老人福祉法では特別養護老人ホームと呼ばれている。
介護老人保健施設 （老人保健施設）	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。利用者の状態に合わせたケアプラン（施設サービス計画）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができる。
看護小規模多機能型 居宅介護	地域密着型サービスのひとつで、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせたサービス。家庭的な環境のもとで行う、通い・訪問・宿泊のサービスを提供する。※旧名称「複合型サービス」。

用語	説明
機能訓練	疾病や負傷等により心身の機能が低下している人に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練のこと。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等（社会的機能訓練）がある。
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めたケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を図る。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う。
居宅介護支援事業所	ケアマネジャー（介護支援専門員）が常駐し、要介護者や家族の依頼を受けて、要介護者の心身の状況、環境、希望等を考慮してケアプラン（居宅サービス計画）の作成やその他の介護に関する相談を行う。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が在宅で介護を受ける人の家庭を訪問し、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。
Kintone（キントーン）	医療・介護・福祉等の情報共有や意見交換等のために、本市が導入したシステム。多職種が閲覧できるシステム作りを行うことにより、リアルタイムの情報共有を実現し、スピーディーな対応に繋げている。
ケアハウス	「軽費老人ホーム」参照。
ケアプラン	要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置づけられている機能。
ケアマネジャー	ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプランを作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。
軽費老人ホーム	高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。A型、B型、ケアハウスの3種類がある。原則として60歳以上の人を対象。A型は、高齢等のため独立して生活するには不安のある人であって家族による援助が困難な方。B型はA型の要件に加えて自炊が可能な人。ケアハウスは、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な方。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている。

用語	説明
権利擁護	認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。
後期高齢者	75歳以上の高齢者。
交通弱者	①移動制約を受ける人。例えば、自家用車を持ってない（持たない）、高齢者や障がい者、子ども等。②交通事故の被害者になりやすい人。自動車やバイクに対し、歩行者である子どもや高齢者等。
コーホート	同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のこと。人口推計に用いる方法に「コーホート要因法」や「コーホート変化率法」がある。
高齢化率	高齢者の人口比率。65歳以上の人口を総人口で除した比率のこと。
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。
さ 行	
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。
社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。
社会福祉士	社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担う。
若年性認知症	18歳から64歳までに発症した認知症の総称。アルツハイマー病、脳血管障がい、頭部外傷など原因が様々である。10万人当たり40人程度の発症率で、患者数は全国に数万人と推定される。 なお、発症原因が外傷性疾患及び内分泌疾患等の場合は65歳になるまで介護保険は適用されない。
住宅改修	手すり取り付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取り換え等住宅改修を行った場合に改修費の一部を支給。
小規模多機能型居宅介護	利用者の自宅で、又は利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援や機能訓練をいう。
シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。
成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。
前期高齢者	65歳以上75歳未満の高齢者。

用語	説明
た 行	
第1号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の市民。
第2号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の市民。
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22年から昭和24年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。令和7年（2025年）には、全ての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられている。
短期入所生活介護 （ショートステイ）	特別養護老人ホーム等の施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練。
短期入所療養介護 （ショートケア）	介護老人保健施設、介護療養型医療施設で短期入所し、介護予防を目的として、看護、医学的管理のもとに介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。
地域支援事業	介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。 主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。
地域保健医療計画	医療法の規定に基づき、都道府県が策定する計画。基本方針に即し、かつ、地域の実情に応じて当該都道府県における医療提供体制の確保を図るためのもの。

用語	説明
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者を対象として、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービス。
地域密着型サービス	要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。
地域密着型通所介護	通所介護事業所等で提供される、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援及び機能訓練をいう（ただし、利用定員が19名未満のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除く）。
通所介護 (デイサービス)	在宅で介護を受けている人が、日帰りで施設サービスを利用すること。行き帰りの送迎や食事、入浴、レクリエーションや機能訓練を受けることもできる。
通所リハビリテーション (デイケア)	在宅で介護を受けている人が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設にて、リハビリテーションを受けること。心身の機能に低下がみられる人が対象となる。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
特定健康診査	40歳以上75歳未満の人に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している要介護認定を受けた利用者に対して、食事・入浴・排せつ等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送る上で必要となる支援を行う。
特定福祉用具購入	福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられる等、貸与にはなじまないもの（これを「特定福祉用具」という）を購入すること。該当用具：腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分。
特定保健指導	特定健康診査によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備群であることが判明した人に対して、医師・保健師・管理栄養士等が実践的なアドバイスを行う保健指導をいう。
な 行	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内にいくつか設定される生活圏域。
任意事業	地域支援事業のうち、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業等のこと。
認知症	一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されている。以前は痴呆症と呼ばれていた。
認知症ケアパス	認知症の方やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの。

用語	説明
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。認知症サポーターには認知症を支援する目印として「オレンジリング」を付けてもらう。
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、指定された施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の支援や機能訓練を行う。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の方やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。
認定率	高齢者に占める要介護等認定者の割合。
ノーマライゼーション	障がい者や高齢者等が、ほかの人々と等しく生きることを目指し、社会環境を整備していく考え方。
は 行	
徘徊高齢者	認知症などで徘徊により居場所が分からなくなっている高齢者。
バリアフリー	高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等全ての障壁（バリア）を除去する必要があるという考え方。
BMI (ビーエムアイ)	Body Mass Index の略。体重と身長から肥満度を表す指標。 体重÷身長÷身長で算出される。
PDC Aサイクル (ピーディーシーエーサイクル)	事業活動における成果管理を円滑に進める手法。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階を繰り返し、業務を継続的に改善していく。
福祉用具貸与	高齢者の身体機能の変化に対応するため、福祉用具指定を受けた用具が借りられる。車いす、特殊寝台、手すり、スロープ等。
フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響から心身の脆弱性が出現した状態であるが、適切な介入・支援により生活機能の維持向上が可能な状態。
包括的支援事業	地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等。
訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー）が介護を受ける人の自宅を訪問し、日常生活を支援する。食事・入浴・排せつの介護等。
訪問看護	在宅で介護を受ける高齢者等に主治医の指示に基づき看護師等を派遣し、病状の確認や医療処置を行うこと。
訪問入浴介護	在宅にて介護を受けている人が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行う。

用語	説明
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等の専門職が居宅を訪問して行う、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーション。
保険給付費	介護保険サービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、介護保険でまかなう費用。要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。
保険料基準額（月額）	事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第1号被保険者保険料でまかなうべき費用（保険料収納必要額）を、補正第1号被保険者数及び保険料予定収納率で除し、さらに12か月で除したもの。
ま 行	
民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。
メタボリックシンドローム	「生活習慣病」参照。
モニタリング	要介護者等に対して必要な介護サービスが提供されているか、状況の変化により新たなニーズが発生していないかなど、現状を把握し観察すること。
や 行	
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護サービスと、通報に応じて随時来てもらうサービスを組み合わせて利用する訪問介護サービスのこと。
有料老人ホーム	食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を供与することを目的とする施設。
ユニバーサルデザイン	障がい・能力に関わらずに利用することができる施設や製品等の設計。
要介護認定	要支援1・2、要介護1～5の7段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。
養護老人ホーム	環境上の理由や経済的な理由で、在宅で生活を続けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施設。特別養護老人ホームと違い、介護保険施設ではなく、行政による措置施設であり、入所の申込みは施設ではなく市町村に行う。
予防給付	要支援1・2の対象者に実施される給付のこと。